

平成21年9月30日

記者発表資料

平成20年度

市町村普通会計決算(見込)及び 公営企業決算(見込)の概要 附 健全化判断比率及び資金不足比率(暫定値)

神奈川県総務部市町村課

(問い合わせ先)

神奈川県総務部市町村課

副課長 秋山 電話 045-210-3161

(普通会計決算及び健全化判断比率について)

財政班 篠原 電話 045-210-3184

(公営企業決算及び資金不足比率について)

理財班 生 電話 045-210-3188

1 市町村普通会計決算(見込)の概要

(1) 平成20年度 市町村普通会計決算(見込)のポイント

- 決算規模は、前年度と比べ、歳入総額は定額給付金に係る国庫支出金の増などにより、1,581億40百万円、5.2%の増加、歳出総額は川崎市の公共用地有効活用推進事業等により、905億円46百万円、3.0%の増加と、歳入・歳出とも2年連続の増加
- 実質収支は、定額給付金給付事業などにより、翌年度への繰越事業充当財源が989億12百万円と大幅に増加した影響もあり、413億34百万円の黒字にとどまり、単年度収支は▲49億39百万円の赤字となった結果、2年連続で減少
- 経常収支比率は、歳入で地方税の増などにより一般財源等は増加し、歳出の経常的経費では人件費が減少したものの、扶助費及び繰出金などの大幅な増加により、県内33団体中21団体で比率が上昇し、90.6%と過去最大値を更新
- 市町村財政全体では、定数削減などにより人件費が減少するとともに、投資的経費の抑制により地方債現在高も3年連続で減少するなど、財政の健全化は進んでいるものの、扶助費の増加などにより義務的経費が過去最高額となり、経常収支比率に表れるとおり一段と厳しさを増している状況

(単位：百万円、%)

区 分	平成20年度 ①	平成19年度 ②	増減額 ③(①-②)	増減率 ③/②×100
歳入総額 A	3,204,582	3,046,442	158,140	5.2
歳出総額 B	3,064,336	2,973,791	90,546	3.0
形式収支 A-B	140,246	72,651	67,595	93.0
翌年度への繰越事業充当財源 C	98,912	26,380	72,532	274.9
実質収支 A-B-C	41,334	46,271		
単年度収支	▲ 4,939	▲ 9,909		
実質単年度収支	▲ 9,780	▲ 19,129		

(注1) 33市町村の合計であり、市町村ごとに状況は異なる。また、数値については見込みであり、今後変動する可能性がある。(以下の表同じ)

(注2) 表示単位未満を四捨五入しているため、計に符合しない場合がある。また、増減率は、千円単位で算出したものである。(以下の表同じ)

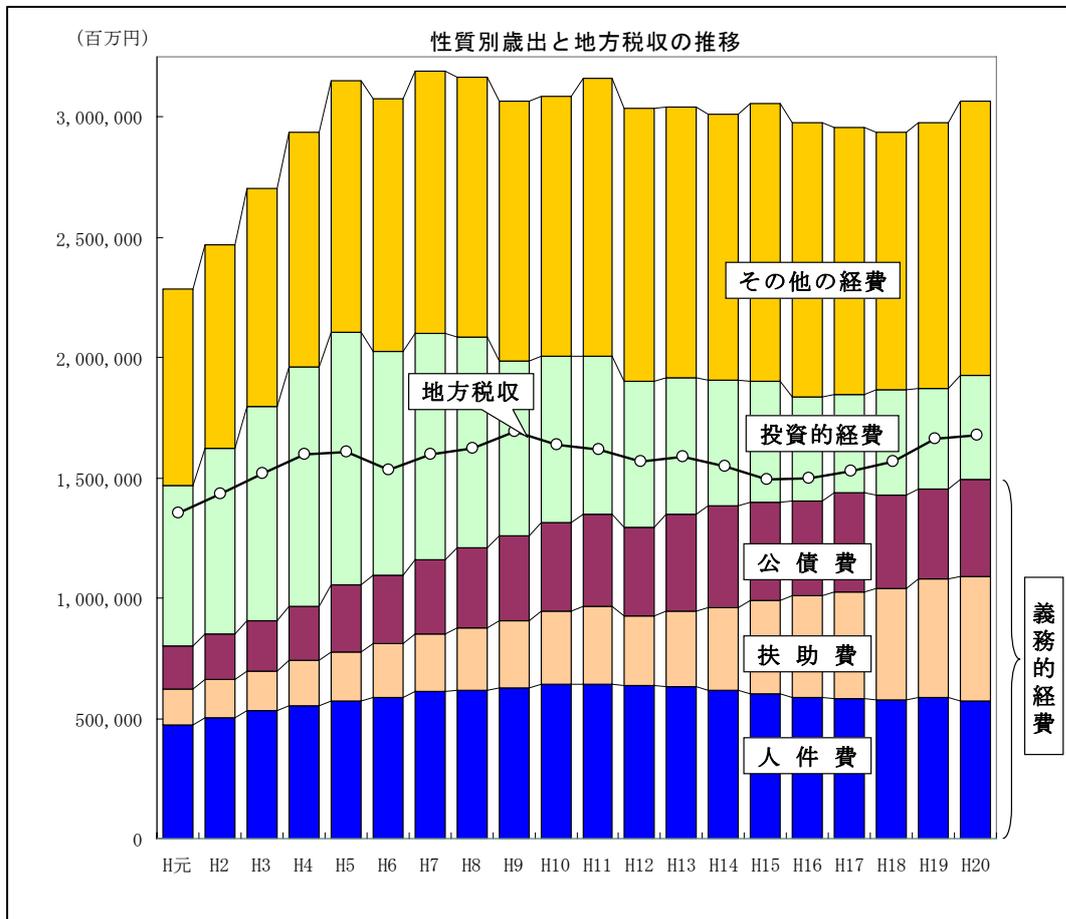
(単位：百万円、%)

区 分	平成20年度 ①	平成19年度 ②	増 減 ③(①-②)	増減率 ③/②×100
経常収支比率 (単純平均)	90.6	89.6	1.0	
減収補てん債特例分及び臨時財政対策債を除く	93.9	93.2	0.7	
公債費負担比率 (単純平均)	11.7	11.5	0.2	
起債制限比率 (単純平均)	8.1	8.4	▲ 0.3	
地方債現在高	4,049,520	4,107,120	▲ 57,601	▲ 1.4
財政調整基金残高	99,756	97,811	1,945	2.0

(注1) 起債制限比率は、平成18~20年度3ヶ年の平均値。

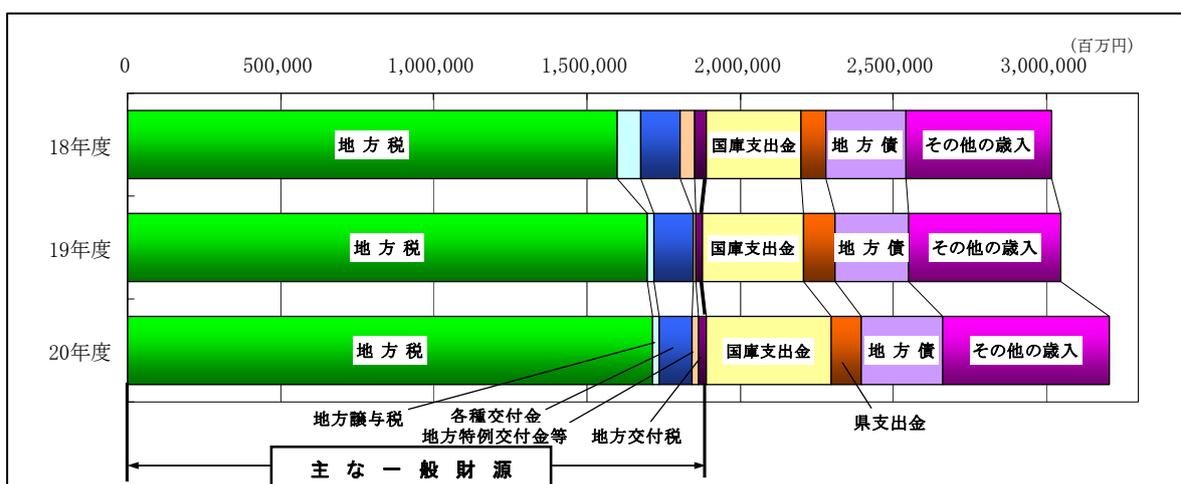
【性質別歳出と地方税収の推移】

「三位一体の改革」以降、地方税収は、緩やかな景況の回復と税源移譲により、平成16年度以降5年連続で増加(平成20年度も個人市町村民税・固定資産税の増により増加)しているが、社会保障制度改革などにより扶助費は増加し続けていることにより、義務的経費が増加の一途を辿る状況にあり、地方税収のほとんどを義務的経費に充当せざるを得ない厳しい状況が続いている。



【過去3年間の歳入の推移】

平成20年度も景況の悪化を受けて法人市町村民税が減となったものの、前年度の所得ベースで課税される個人市町村民税や、税の賦課期日が景況悪化の前(平成20年1月1日)であった固定資産税の増などで地方税収が増加したことにより、主な一般財源も増加となった。



(2) 主要歳入の状況

ア 地方税 [1兆7,123億48百万円、構成比53.4%]

市町村民税は、景況悪化の影響等により法人税割が減となったものの、個人市町村民税は前年度の所得ベースで課税される所得割を中心に4年連続の増となったため、市町村民税全体で0.7%の増加。また、固定資産税は、土地価格の下落に伴う評価額の修正により土地が減となったものの、平成19年中(賦課期日：平成20年1月1日)の新築家屋の増築等により家屋が増となり、固定資産税全体で1.6%の増加。その結果、地方税総額は、前年度と比べ162億91百万円、1.0%の増加。

イ 地方譲与税 [229億32百万円、構成比0.7%]

景況悪化の影響や道路特定財源暫定税率失効の影響等により地方道路譲与税等が減となり、前年度と比べ▲7億50百万円、▲3.2%の減少。

ウ 各種交付金 [1,078億65百万円、構成比3.4%]

景況悪化の影響や道路特定財源暫定税率失効の影響等により自動車取得税交付金、地方消費税交付金等が減となり、前年度と比べ▲184億57百万円、▲14.6%の減少。

エ 地方特例交付金等 [208億92百万円、構成比0.7%]

個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う地方公共団体の減収を補てんするための減収補てん特例交付金、道路特定財源暫定税率失効を補てんするための地方税等減収補てん臨時交付金等の増等により、前年度と比べ106億53百万円、104.0%の増加。

オ 地方交付税 [250億73百万円、構成比0.8%]

地方交付税は、地方再生に要する経費の財源を措置するため「地域再生対策費」が創設されこと等により基準財政需要額の増となり、景況悪化の影響による市町村民税法人税割等の減により、基準財政収入額が減となったことで普通交付税が増した結果、前年度と比べ44億9百万円、21.3%と8年ぶりに増加。

カ 国庫支出金 [4,086億4百万円、構成比12.8%]

定額給付金給付事業費の増、児童手当交付金の増、生活保護費負担金の増等により、前年度と比べ785億89百万円、23.8%の増加。

キ 県支出金 [994億73百万円、構成比3.1%]

児童手当交付金や障害者自立支援給付費等負担金等の県支出金が増となった一方、県知事及び県議会議員選挙委託金等の減により、前年度と比べ▲27億29百万円、▲2.7%の減少。

ク 地方債 [2,647億16百万円、構成比8.3%]

政令指定都市を除いた市町村の地方債は減となっているものの、政令指定都市の減収補てん債特例分、一般単独事業債等の建設地方債の増などにより、県全体では、前年度と比べ254億49百万円、10.6%と5年ぶりに増加。

(3) 主要歳出の状況

<目的別>

ア 総務費 [3,252億54百万円、構成比10.6%]

統一地方選挙等による選挙経費が減となったものの、公共用地有効活用推進事業等による総務管理経費の増により、前年度と比べ282億16百万円、9.5%の増加。

イ 民生費 [8,900億18百万円、構成比29.0%]

制度2ヶ年目での平年度化による障害者自立支援法関係の増による社会福祉費の増のほか、景況悪化の影響による生活保護費の増や、児童手当の自然増等により、前年度と比べ329億10百万円、3.8%の増加。

ウ 衛生費 [2,606億21百万円、構成比8.5%]

廃棄物処理施設建設事業等により清掃費が増となったものの、基本健康診査の制度改正等による保健衛生費の減により、前年度と比べ▲32億31百万円、▲1.2%の減少。

エ 土木費 [5,589億19百万円、構成比18.2%]

港湾費の普通建設事業費が増となったものの、街路費等の普通建設事業費の減となったほか、下水道事業会計への繰出金の減による下水道費の減などにより、前年度と比べ▲145億2百万円、▲2.5%の減少。

オ 教育費 [2,890億68百万円、構成比9.4%]

社会教育施設再整備事業等により社会教育費が増となったものの、施設購入事業終了等により高等学校費が減、また小学校増改築事業の終了等により小学校費が減となったことなどにより、前年度と比べ▲21億26百万円、▲0.7%の減少。

<性質別>

ア 義務的経費 [1兆4,934億98百万円、構成比48.7%]

義務的経費(人件費・扶助費・公債費)について、行政改革や財政健全化の推進により、人件費や公債費が減少傾向にある中で、退職者数の減により人件費がさらに減少したものの、扶助費が社会保障制度改革や自然増により平成12年度以降増加し続けているほか、臨時財政対策債の元利償還金の増や繰上償還による償還金の増等の単年度の特種要素により、公債費が増加に転じた結果、前年度と比べ399億27百万円、2.7%増加し、義務的経費全体では過去最高を更新。

(7) 人件費 [5,748億40百万円、構成比18.8%]

行政改革の推進による職員数の削減等により職員給は10年連続で減、また退職者数の減により退職金が減となり、前年度と比べ▲120億92百万円、▲2.1%の減少。

(4) 扶助費 [5,145億28百万円、構成比16.8%]

制度2ヶ年目での平年度化による障害者自立支援法関係費の増のほか、景況悪化の影響による生活保護費の増や、児童手当の自然増等により、前年度と比べ226億94百万円、4.6%の増加。

(7) 公債費 [4,041億30百万円、構成比13.2%]

財政健全化に向けて投資的経費の抑制基調が続く中で、臨時財政対策債の元利償還金が増のほか、財政健全化の取組である川崎市の公共用地有効活用推進事業に係る償還金(繰上償還)などの単年度の特種要素による元利償還金の増により、前年度と比べ293億25百万円、7.8%の増加。

イ 投資的経費 [4,320億64百万円、構成比14.1%]

普通建設事業費 [4,314億40百万円、構成比14.1%]

県内市町村全体としては、財政健全化の推進に向けた投資的経費の抑制により、単独事業費、補助事業費ともに減少傾向が続いているものの、川崎市の公共用地の再取得事業や埋立護岸建設事業の増など、単年度の特種要素により、単独事業費、補助事業費ともに増となった結果、普通建設事業費全体で前年度と比べ130億49百万円、3.1%の増加。規模としては、ピーク時(平成5年度1兆530億62百万円)の約4割の水準。

ウ その他の経費 [1兆1,387億75百万円、構成比37.2%]

貸付金が横浜市の中企業融資制度事業費における融資枠の増等により、181億85百万円、11.3%の増加。

補助費等が住宅借入等特別控除(住宅ローン控除)の実施にともなう税還付金の増、県内企業の業況悪化の影響を受けた税還付金の増等により前年度と比べ、85億74百万円、3.2%増加。

繰出金は、国民健康保険事業会計(事業勘定)や下水道事業会計が減となっているものの、後期高齢者医療制度創設に伴う老人保健医療事業会計の減を上回る後期高齢者医療事業会計への繰出金の増等により、前年度と比べ62億59百万円、2.6%の増加。

その他の経費全体では、前年度と比べ374億68百万円、3.4%の増加。

(4) 主な財政指標・将来の財政負担等の状況

ア 経常収支比率 [90.6% (前年度 89.6%)]

経常一般財源等収入額は、景況悪化の影響等により自動車取得税交付金、地方消費税交付金等の各種交付金が減になったものの、地方税、地方特例交付金等の増により増加している。

また、経常的経費充当一般財源等は、人件費が減になったものの、生活保護世帯の増等による扶助費及び後期高齢者医療事業会計等への繰出金が増加した。

経常的経費充当一般財源等の増額が経常一般財源等収入額の増額を上回ったことで、33市町村中21市町村が前年度より上昇するなど、県内市町村全体としては、過去最大値であった平成19年度の89.6%から1.0ポイント上昇し、最大値を更新。

イ 公債費負担比率 [11.7% (前年度 11.5%)]

一般財源収入の規模に対する公債費の負担割合を判断する指標である公債費負担比率は、前年度と比較すると一般財源等の歳入状況では減となっている団体が多く、公債費充当一般財源等は増となっている団体が多かったため、平成20年度単年度でも対前年度比較で増加。

ただし、各市町村単位での比率で見ると、臨時財政対策債の元利償還金の増等により、上昇した市町村が23団体、減少した市町村が10団体と上昇した団体が多く、33市町村の単純平均では、過去最大値であった平成19年度の11.5%から0.2ポイント上昇し、最大値を更新。

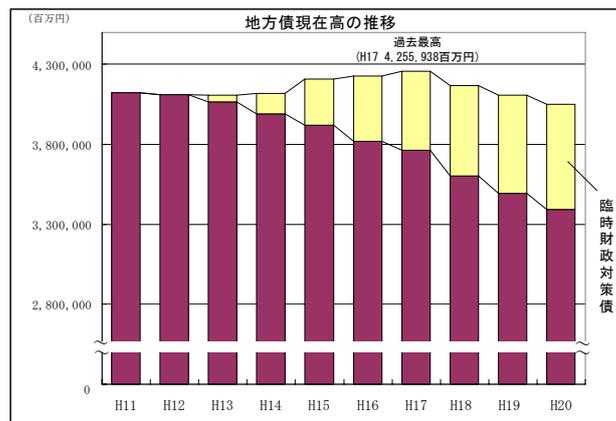
なお、警戒値となる15%を超える団体は、5市町(横浜市・川崎市・横須賀市・座間市・湯河原町)。

ウ 起債制限比率 [8.1% (前年度 8.4%)]

標準的な財政規模に対する公債費の割合を示す指標である起債制限比率は、公債費充当一般財源が減となり、標準税収入額等が増となったことから、33市町村中24市町村で数値が改善し、前年度と比べ▲0.3ポイント、2年連続の減少。

エ 地方債現在高 [4兆495億20百万円 (前年度 4兆1,071億20百万円)]

臨時財政対策債の増により地方債発行額は増加したものの、投資的経費の抑制が続いている中で、起債償還額が地方債発行額を上回る状況にあるため、33市町村中28市町村が前年度より減少、県内市町村全体としても、前年度と比べ▲576億1百万円と、▲1.4%減少し、3年連続の減少。近年の傾向としては、一般単独事業債等の建設地方債の現在高は減少する一方で、臨時財政対策債の現在高は増加し続けている状況。



オ 財政調整基金残高 [997億56百万円 (前年度 978億11百万円)]

前年度と比べ19億45百万円、2.0%増加しているが、景況悪化の影響による平成21年度の大幅な税収減や税還付金の増に備え、財政調整基金の積立金を増加させている団体もあり、前年度と比べ、20%以上増加している団体は9団体(71億59百万円の増)ある一方で、20%以上減少している団体も9団体(▲85億63百万円)あり、増加団体と減額団体が2極化。

また、残高が標準財政規模の10.0%未満となっている団体が33市町村中18市町と、依然として低水準(残高は平成3年度のピーク時と比べると7割以下の水準)。

【主な財政指標・将来負担等の推移】

年度	経常収支比率		公債費負担比率		起債制限比率		地方債現在高		財政調整基金	
		差引		差引		差引		対前 年比		対前 年比
H元	%	ポイント	%	ポイント	%	ポイント	百万円	%	百万円	%
H元	68.5	▲0.3	7.2	▲0.4	7.6	▲0.1	1,696,188	5.7	133,551	▲8.1
2	67.9	▲0.6	6.9	▲0.3	7.4	▲0.2	1,826,641	7.7	144,463	8.2
3	70.0	2.1	6.9	0.1	7.3	▲0.1	2,043,568	11.9	145,424	0.7
4	72.5	2.5	7.1	0.2	7.3	0.0	2,348,876	14.9	137,958	▲5.1
5	76.8	4.3	7.6	0.4	7.2	▲0.1	2,684,499	14.3	114,414	▲17.1
6	77.5	0.7	8.0	0.4	7.5	0.3	3,057,442	13.9	101,148	▲11.6
7	78.8	1.3	8.7	0.7	7.8	0.3	3,463,449	13.3	104,504	3.3
8	79.8	1.0	9.5	0.8	8.2	0.4	3,795,703	9.6	95,031	▲9.1
9	80.6	0.8	10.2	0.7	8.5	0.3	3,945,862	4.0	82,848	▲12.8
10	81.9	1.3	10.7	0.5	8.6	0.1	4,084,808	3.5	61,701	▲25.5
11	82.6	0.7	10.9	0.2	8.7	0.1	4,121,424	0.9	67,568	9.5
12	82.1	▲0.6	10.9	▲0.0	8.8	0.1	4,109,235	▲0.3	76,815	13.7
13	83.0	1.0	10.8	▲0.2	8.7	▲0.1	4,107,588	0.0	83,341	8.5
14	86.6	3.6	11.1	0.4	8.6	▲0.1	4,119,465	0.3	74,071	▲11.1
15	86.7	0.1	11.3	0.2	8.5	▲0.1	4,207,205	2.1	81,720	10.3
16	87.9	1.1	11.4	0.1	8.6	0.1	4,225,986	0.4	85,269	4.3
17	88.1	0.2	11.0	▲0.3	8.7	0.1	4,255,938	0.7	88,309	3.6
18	87.3	▲0.8	11.5	0.5	8.8	0.1	4,165,467	▲2.1	96,852	9.7
19	89.6	2.3	11.5	0.0	8.4	▲0.4	4,107,120	▲1.4	97,811	1.0
20	90.6	1.0	11.7	0.2	8.1	▲0.3	4,049,520	▲1.4	99,756	2.0

(注1) 経常収支比率、公債費負担比率及び起債制限比率の差引(ポイント)の算出にあたっては、各年度の数値について表示単位未満を四捨五入していないため、年度間の差引と符合しない場合がある。

(注2) 平成6年度以降の経常収支比率は、減税補てん債(平成6～8年度、平成10～18年度)、臨時税収補てん債(平成9年度)、臨時財政対策債(平成13年度～)、減収補てん債特例分(平成19年度～)を経常一般財源等に加えた経常収支比率。

(5) 市町村別の状況

【決算(見込)状況】

(単位：百万円)

市町村名		歳入総額	歳出総額	形式収支	翌年度に 繰り越す べき財源	実質収支	単年度 収支	実質 単年度 収支
都指 市定	横浜市	1,436,351	1,362,941	73,411	70,639	2,772	▲ 700	▲ 7,430
	川崎市	584,467	572,529	11,938	10,507	1,430	202	218
中核 市	横須賀市	132,138	127,960	4,178	442	3,737	619	869
	相模原市	205,371	198,726	6,645	1,591	5,054	▲ 981	▲ 3,857
特 例 市	平塚市	80,367	72,792	7,574	4,529	3,045	1,350	1,770
	小田原市	58,185	56,004	2,181	184	1,997	▲ 422	▲ 385
	茅ヶ崎市	60,495	57,785	2,710	753	1,957	▲ 642	▲ 597
	厚木市	79,063	76,412	2,651	523	2,128	▲ 1,295	2,616
	大和市	64,290	58,378	5,912	3,773	2,140	234	▲ 485
都 市	鎌倉市	56,268	54,628	1,640	155	1,484	128	421
	藤沢市	128,916	120,978	7,938	1,877	6,061	▲ 634	▲ 294
	逗子市	17,037	16,387	650	36	614	▲ 253	247
	三浦市	18,113	17,051	1,063	910	153	64	▲ 412
	秦野市	41,792	40,293	1,498	194	1,305	▲ 783	▲ 776
	伊勢原市	29,191	28,299	892	199	693	137	▲ 113
	海老名市	36,556	34,397	2,158	1,332	826	▲ 557	▲ 268
	座間市	31,667	30,898	770	46	724	▲ 1	▲ 317
	南足柄市	15,728	15,105	622	75	548	▲ 52	▲ 341
	綾瀬市	25,595	24,710	886	167	719	▲ 734	▲ 719
町 村	葉山町	9,313	8,736	577	1	576	69	▲ 61
	寒川町	16,312	15,301	1,010	407	604	▲ 174	407
	大磯町	8,593	8,334	259	35	224	▲ 139	▲ 200
	二宮町	7,410	7,084	326	2	324	37	27
	中井町	4,485	4,172	313	2	311	▲ 37	176
	大井町	5,427	5,112	315	6	309	12	287
	松田町	4,214	4,040	173	29	145	8	▲ 62
	山北町	5,396	4,986	410	202	208	50	40
	開成町	4,948	4,722	227	1	226	25	76
	箱根町	9,034	8,890	144	4	140	▲ 151	▲ 36
	真鶴町	3,178	3,027	151	108	43	▲ 52	▲ 88
	湯河原町	8,475	8,219	255	122	133	▲ 64	169
	愛川町	13,484	12,798	685	63	623	▲ 152	▲ 518
	清川村	2,725	2,641	83	-	83	▲ 49	▲ 142
20年度計		3,204,582	3,064,336	140,246	98,912	41,334	▲ 4,939	▲ 9,780
19年度計		3,046,442	2,973,791	72,651	26,380	46,271	▲ 9,909	▲ 19,129
増減		158,140	90,546	67,595	72,532			

【主な普通会計財政指標等】

市町村名		経常収支比率		公債費 負担比率	起債制限 比率	地方債 現在高	財政調整 基金残高		
		順位	減収補てん債 特例分及び臨 時財政対策債 を除く					減収補てん債 特例分及び臨 時財政対策債 を除く	
			%	%	%	百万円	百万円		
都指 市定	横浜市	⑧	94.7	99.9	18.4	13.3	2,230,890	18,284	
	川崎市	⑩	94.2	98.0	21.6	16.1	841,624	2,204	
中核 市	横須賀市	⑦	95.8	99.4	15.7	12.2	169,222	11,715	
	相模原市	⑧	94.7	98.5	13.4	10.4	186,422	14,317	
特 例 市	平塚市	21	89.0	90.5	9.6	5.6	46,198	4,703	
	小田原市	19	90.6	93.9	14.5	11.7	52,211	1,543	
	茅ヶ崎市	⑮	92.8	96.8	12.9	8.9	44,156	5,610	
	厚木市	29	82.0	84.4	11.8	8.4	52,210	8,228	
	大和市	22	88.7	90.6	11.0	8.0	45,574	4,263	
都 市	鎌倉市	⑮	92.8	96.1	13.5	10.7	45,339	2,270	
	藤沢市	27	85.0	87.8	9.9	6.1	87,294	7,751	
	逗子市	④	99.0	103.4	12.2	8.9	16,140	1,221	
	三浦市	③	99.6	104.3	13.4	10.3	16,881	423	
	秦野市	⑱	91.1	95.8	13.5	8.5	37,324	1,356	
	伊勢原市	⑫	93.1	97.2	12.1	8.3	24,547	795	
	海老名市	25	86.0	86.0	10.3	6.2	21,043	2,796	
	座間市	⑰	91.9	96.4	15.2	12.2	26,762	447	
	南足柄市	①	99.9	103.9	12.1	9.1	12,213	965	
町	綾瀬市	⑪	93.9	93.9	11.0	7.7	19,431	2,113	
	葉山町	②	99.8	104.6	7.2	4.3	5,699	393	
	寒川町	23	86.9	89.8	9.4	6.2	13,163	1,249	
	大磯町	24	86.8	90.8	13.1	8.2	7,499	469	
	二宮町	⑭	92.9	97.9	10.4	3.9	5,918	182	
	中井町	30	81.1	81.1	9.5	6.5	2,294	881	
	大井町	32	80.4	80.4	5.9	3.1	2,352	1,174	
	松田町	⑤	97.6	104.8	10.3	5.1	3,590	204	
	山北町	25	86.0	90.6	10.9	6.9	4,018	541	
	開成町	31	80.5	83.9	10.2	7.6	3,306	368	
	村	箱根町	⑫	93.1	95.1	12.6	11.3	9,126	481
		真鶴町	20	89.9	96.3	11.4	7.7	2,913	84
		湯河原町	⑥	96.9	101.4	15.3	12.0	7,533	450
		愛川町	28	84.7	88.1	7.3	4.3	6,483	1,296
清川村		33	78.3	78.3	1.2	▲1.2	146	982	
20年度計			90.6	93.9	11.7	8.1	4,049,520	99,756	

19年度計	89.6	93.2	11.5	8.4	4,107,120	97,811
増減	1.0	0.7	0.2	▲0.3	▲57,601	1,945

- (注1) 表示単位未満を四捨五入しているため、計に符合しない場合がある。
(注2) 経常収支比率、公債費負担比率起債制限比率の計は単純平均であり、増減はポイントを示す。
(注3) 上記「減収補てん債特例分及び臨時財政対策債」は、本来、地方税収及び普通交付税として収入される減収補てん債特例分及び臨時財政対策債を経常一般財源等から除いた比率。
(注4) 標準財政規模は、臨時財政対策債発行可能額を含んだ数値。
(注5) 経常収支比率の順位が○数字の団体は県平均を上回っている団体。

【歳入の状況】

(単位：百万円、%)

区 分	平成20年度		平成19年度		増減額	増減率
		構成比		構成比		
地方税	1,712,348	53.4	1,696,057	55.7	16,291	1.0
地方譲与税	22,932	0.7	23,682	0.8	▲750	▲3.2
各種交付金	107,865	3.4	126,322	4.1	▲18,457	▲14.6
うち地方消費税交付金	77,104	2.4	81,913	2.7	▲4,810	▲5.9
地方特例交付金等	20,892	0.7	10,239	0.3	10,653	104.0
地方交付税	25,073	0.8	20,664	0.7	4,409	21.3
国庫支出金	408,604	12.8	330,015	10.8	78,589	23.8
県支出金	99,473	3.1	102,202	3.4	▲2,729	▲2.7
繰入金	58,285	1.8	57,650	1.9	636	1.1
地方債	264,716	8.3	239,267	7.9	25,449	10.6
うち臨時財政対策債	69,308	2.2	73,123	2.4	▲3,816	▲5.2
うち減収補てん債特例分	9,410	0.3	2,894	0.1	6,516	225.2
うち退職手当債	6,368	0.2	7,021	0.2	▲653	▲9.3
その他	484,394	15.1	440,345	14.5	44,049	10.0
歳入合計	3,204,582	100.0	3,046,442	100.0	158,140	5.2

【地方税収の状況】

(単位：百万円、%)

区 分	平成20年度		平成19年度		増減額	増減率
		構成比		構成比		
普通税	1,558,138	91.0	1,544,208	91.0	13,930	0.9
法定普通税	1,558,121	91.0	1,544,186	91.0	13,935	0.9
市町村民税	851,191	49.7	845,352	49.8	5,839	0.7
個人分	695,407	40.6	680,820	40.1	14,587	2.1
法人分	155,784	9.1	164,532	9.7	▲8,748	▲5.3
固定資産税	649,512	37.9	639,385	37.7	10,127	1.6
軽自動車税	5,730	0.3	5,525	0.3	205	3.7
市町村たばこ税	51,422	3.0	53,880	3.2	▲2,458	▲4.6
特別土地保有税	266	0.0	44	0.0	223	512.2
法定外普通税	16	0.0	22	0.0	▲5	▲24.9
目的税	154,210	9.0	151,849	9.0	2,361	1.6
都市計画税	122,606	7.2	120,876	7.1	1,730	1.4
事業所税	30,617	1.8	29,967	1.8	650	2.2
入湯税	988	0.1	1,006	0.1	▲18	▲1.8
旧法による税	-	-	-	-	-	-
地方税合計	1,712,348	100.0	1,696,057	100.0	16,291	1.0

【目的別歳出】

(単位：百万円、%)

区 分	平成20年度		平成19年度		増減額	増減率
		構成比		構成比		
議 会 費	13,438	0.4	13,326	0.4	112	0.8
総 務 費	325,254	10.6	297,038	10.0	28,216	9.5
民 生 費	890,018	29.0	857,109	28.8	32,910	3.8
衛 生 費	260,621	8.5	263,852	8.9	▲ 3,231	▲ 1.2
労 働 費	7,551	0.2	7,766	0.3	▲ 215	▲ 2.8
農 林 水 産 業 費	13,595	0.4	13,923	0.5	▲ 327	▲ 2.4
商 工 費	170,355	5.6	144,622	4.9	25,734	17.8
土 木 費	558,919	18.2	573,421	19.3	▲ 14,502	▲ 2.5
消 防 費	105,832	3.5	106,236	3.6	▲ 404	▲ 0.4
教 育 費	289,068	9.4	291,194	9.8	▲ 2,126	▲ 0.7
災 害 復 旧 費	624	0.0	522	0.0	102	19.5
公 債 費	405,454	13.2	376,179	12.6	29,274	7.8
そ の 他	23,607	0.8	28,604	1.0	▲ 4,997	▲ 17.5
歳 出 合 計	3,064,336	100.0	2,973,791	100.0	90,546	3.0

(注) 表示単位未満を四捨五入しているため、計に符合しない場合があります。

【性質別歳出】

(単位：百万円、%)

区 分	平成20年度		平成19年度		増減額	増減率
		構成比		構成比		
義務的経費	1,493,498	48.7	1,453,571	48.9	39,927	2.7
人件費	574,840	18.8	586,933	19.7	▲ 12,092	▲ 2.1
うち退職金	68,629	2.2	71,918	2.4	▲ 3,289	▲ 4.6
扶助費	514,528	16.8	491,834	16.5	22,694	4.6
公債費	404,130	13.2	374,805	12.6	29,325	7.8
投資的経費	432,064	14.1	418,913	14.1	13,151	3.1
普通建設事業費	431,440	14.1	418,391	14.1	13,049	3.1
うち補助事業費	154,935	5.1	148,054	5.0	6,882	4.6
うち単独事業費	262,842	8.6	255,053	8.6	7,788	3.1
その他の経費	1,138,775	37.2	1,101,307	37.0	37,468	3.4
うち物件費	350,075	11.4	354,384	11.9	▲ 4,309	▲ 1.2
うち補助費等	279,523	9.1	270,949	9.1	8,574	3.2
うち積立金	32,937	1.1	23,029	0.8	9,908	43.0
うち貸付金	179,180	5.8	160,996	5.4	18,185	11.3
うち繰出金	245,104	8.0	238,844	8.0	6,259	2.6
うち国民健康保険事業会計等	185,550	6.1	176,549	5.9	9,000	5.1
歳出合計	3,064,336	100.0	2,973,791	100.0	90,546	3.0

(注1) 性質別歳出「うち国民健康保険事業会計等」は、国民健康保険事業会計(事業勘定)、老人保健医療事業会計、介護保険事業会計(保険事業勘定)及び後期高齢者医療事業会計に対する繰出金の内数である。

(注2) 目的別歳出の公債費－性質別歳出の公債費＝公債関係の事務取扱いに要した経費等(発行手数料等)

(注3) 投資的経費の「うち補助事業費」には国直轄事業負担金及び受託事業費(補助)は含まず、「うち単独事業費」には県営事業負担金、同級他団体施行事業負担金及び受託事業費(単独)は含まない。

2 市町村公営企業決算(見込)の概要

(1) 平成20年度 市町村公営企業決算(見込)のポイント

- 決算規模は、前年度と比べ▲1,613億73百万円、▲14.2%の大幅な減少(公的資金補償金免除繰上償還の実施額の影響を除くと▲687億3百万円、▲6.9%の減)
- 全事業の収支は、202億79百万円の黒字で、黒字額は前年度より69億23百万円増加
- 職員数は、前年度と比べ▲406人、▲2.8%の減少で7年連続で減少
- 建設投資額、企業債現在高は、6年連続で減少
- 全事業の収支は、職員数の減及び企業債償還利子の減等により経営状況が改善し、黒字を継続しているが、一部の事業で累積欠損金が増加している点もあり、今後とも経営改革を進めていくことが必要

【事業数】

- ・ 公営企業は、上・下水道事業、病院事業、交通事業をはじめとして県内全市町村で実施されている。
- ・ 平成20年度末の事業数は14業種98事業(法適用企業39事業、法非適用企業59事業)で前年度と比べ▲2事業の減少となっている。

【職員数】

- ・ 平成20年度末の職員数は、14,312人で、前年度と比べ▲406人、▲2.8%減少しており、全体の職員数は7年連続の減少となっている。

【決算規模(支出ベース)】

- ・ 公営企業の決算規模は、9,759億54百万円で前年度と比べ▲1,613億73百万円、▲14.2%と大幅な減少となっている。(公的資金補償金免除繰上償還の実施額の影響を除くと、前年度と比べ▲687億3百万円、▲6.9%の減)

【経営状況(純損益・実質収支ベース)】

- ・ 全体の収支は、202億79百万円の黒字であり、黒字額は前年度と比べ69億23百万円、51.8%の大幅な増加となっている。
- ・ 決算対象である99事業中、黒字事業は87事業、赤字事業は12事業となっている。
(事業数は決算対象事業数であり、年度末事業数とは一致しない(年度中に終了した事業を含む))

【料金収入】

- ・ 料金収入は、4,659億2百万円で、前年度と比べ▲181億8百万円、▲3.7%の減少となっている。
- ・ 交通事業等で増加したものの、宅地造成事業及び病院事業等で減少したことにより、全体としては減少となっている。

【企業債】

- ・ 企業債の発行額は、2,148億10百万円で、前年度と比べ▲1,218億36百万円、▲36.2%の大幅な減少となっている。(公的資金補償金免除繰上償還の実施額の影響を除くと、前年度と比べ▲332億75百万円、▲16.8%の大幅な減少)
- ・ 平成20年度末の企業債現在高は、3兆6,787億53百万円で、前年度と比べ▲1,060億50百万円、▲2.8%減少し、平成15年度以降6年連続の減少となっている。

【他会計繰入金】

- ・ 他会計繰入金は、1,846億48百万円で、前年度と比べ▲24億50百万円、▲1.3%の減少となっている。
- ・ 基準内繰入金は、1,380億81百万円で、前年度と比べ▲62億43百万円、▲4.3%の減少、基準外繰入金は、465億67百万円で、前年度と比べ37億93百万円、8.9%の増加となっている。
- ・ 公営企業の経営改善(公的資金補償金免除繰上償還の実施による償還利子の減等)による費用削減等により、ピーク時(平成6年度:2,793億88百万円)の7割弱(66.1%)の水準となっている。

【建設投資額】

- 建設投資額は、1,740億18百万円で、前年度と比べ▲255億14百万円、▲12.8%の大幅な減少となっている。
- 交通事業及び宅地造成事業等の減少により、全体の建設投資額は平成15年度以降6年連続で減少となっている。

【累積欠損金】

- 平成20年度末の累積欠損金は、4,010億89百万円で、前年度と比べ369億45百万円、10.1%と大幅に増加しており、5年連続で増加となっている。
- 下水道事業等で減少したものの、宅地造成事業、病院事業及び交通事業では増加し、全体としては増加となっている。

【不良債務】

- 平成20年度末の不良債務は、45億71百万円で、前年度と比べ▲28億39百万円、▲38.3%の大幅な減少となっている。

(単位：百万円、%)

区 分		平成20年度 ①			平成19年度 ②			増 減 ③ (①-②)			増減率 ③/② ×100
1	事業数	98			100			▲ 2			▲ 2.0
2	職員数 (人)	14,312			14,718			▲ 406			▲ 2.8
3	決算規模	975,954			1,137,327			▲ 161,373			▲ 14.2
4 経営 状況	収支状況	黒字額	赤字額	差引	黒字額	赤字額	差引	黒字額	赤字額	差引	
		32,585	12,307	20,279	25,208	11,852	13,356	7,377	454	6,923	
	黒・赤字別 事業数	黒字	赤字	計	黒字	赤字	計	黒字	赤字	計	
		87	12	99	89	11	100	▲ 2	1	▲ 1	
5	料金収入	465,902			484,010			▲ 18,108			▲ 3.7
6 企業 債	発行額	214,810			336,646			▲ 121,836			▲ 36.2
	現在高	3,678,753			3,784,803			▲ 106,050			▲ 2.8
7	他会計 繰入金	184,648			187,098			▲ 2,450			▲ 1.3
8	建設 投資額	174,018			199,531			▲ 25,514			▲ 12.8
9	累 積 欠損金	401,089			364,144			36,945			10.1
10	不良債務	4,571			7,410			▲ 2,839			▲ 38.3

(注1) 全事業の合計であり、事業ごとに状況は異なる。また、数値については見込みであり、今後変動する場合がある。(以下の表同じ)

(注2) 表示単位未満を四捨五入しているため、計に符合しない場合がある。また、増減率は、千円単位で算出したものである。(以下の表同じ)

(注3) 事業数及び職員数は年度末の数値であり、年度中に終了した横須賀市の宅地造成事業(臨海土地造成事業)を含まない。(以下の表同じ)

(2) 事業数

- 公営企業は上・下水道事業、病院事業、交通事業をはじめとして県内全市町村で実施。
- 平成20年度末の事業数は14業種98事業(法適用企業39事業、法非適用企業59事業)で、前年度と比べ▲2事業の減。(横浜市の観光施設事業(その他事業)の普通会計への移行及び横須賀市の宅地造成事業(臨海土地造成事業)の閉鎖によるもの)

(3) 職員数

- 平成20年度末の公営企業職員数は、14,312人で、前年度と比べ▲406人、▲2.8%減少しており、全体の職員数は7年連続で減少。
- 病院事業では、医師及び看護師の増等により107人(1.8%)の増。
- 交通事業で▲204人(▲6.9%)、水道事業で▲175人(▲5.7%)、下水道事業で▲113人(▲5.1%)等、14業種中8業種で減少。

【事業別職員数】

(単位：人、%)

事業名	平成20年度		平成19年度		増 減	増減率
	年度	構成比	年度	構成比		
水 道	2,920	20.4	3,095	21.0	▲ 175	▲5.7
簡 易 水 道	5	0.0	5	0.0	0	-
工 業 用 水 道	148	1.0	156	1.1	▲ 8	▲5.1
交 通	2,744	19.2	2,948	20.0	▲ 204	▲6.9
電 気	2	0.0	2	0.0	0	-
病 院	6,051	42.3	5,944	40.4	107	1.8
下 水 道	2,105	14.7	2,218	15.1	▲ 113	▲5.1
港 湾 整 備	53	0.4	49	0.3	4	8.2
市 場	125	0.9	130	0.9	▲ 5	▲3.8
と 畜 場	25	0.2	26	0.2	▲ 1	▲3.8
観 光 施 設	14	0.1	13	0.1	1	7.7
宅 地 造 成	82	0.6	93	0.6	▲ 11	▲11.8
駐 車 場 整 備	0	-	0	-	0	-
介 護 サ ー ビ ス	38	0.3	39	0.3	▲ 1	▲2.6
計	14,312	100.0	14,718	100.0	▲ 406	▲ 2.8

(4) 決算規模(支出ベース)

- 公営企業の決算規模は、9,759億54百万円で、前年度と比べ▲1,613億73百万円、▲14.2%の大幅な減少。
- 前年度に引き続き公的資金補償金免除繰上償還が実施されたが、前年度よりも実施額が減少したことにより、全体としても減少しており、この影響を除く決算規模は前年度と比べ▲687億3百万円、▲6.9%の減少。
- 港湾整備事業及びと畜場事業等で増加したものの、下水道事業及び水道事業等が減少したことにより、全体としては大幅に減少。
- 普通会計の歳出総額3兆643億36百万円の31.8%に相当。

【事業別決算規模】

(単位：百万円、%)

事業名	平成20年度		平成19年度		増減額	増減率
	年度	構成比	年度	構成比		
水 道	162,714	16.7	187,934	16.5	▲ 25,220	▲ 13.4
簡 易 水 道	230	0.0	250	0.0	▲ 20	▲ 8.1
工 業 用 水 道	11,122	1.1	11,355	1.0	▲ 233	▲ 2.1
交 通	131,258	13.4	143,227	12.6	▲ 11,969	▲ 8.4
電 気	36	0.0	43	0.0	▲ 8	▲ 18.3
病 院	150,187	15.4	154,521	13.6	▲ 4,334	▲ 2.8
下 水 道	431,047	44.2	537,003	47.2	▲ 105,957	▲ 19.7
港 湾 整 備	7,594	0.8	3,321	0.3	4,273	128.7
市 場	7,702	0.8	7,396	0.7	305	4.1
と 畜 場	4,568	0.5	3,440	0.3	1,127	32.8
観 光 施 設	974	0.1	2,172	0.2	▲ 1,198	▲ 55.2
宅 地 造 成	64,524	6.6	81,076	7.1	▲ 16,553	▲ 20.4
駐 車 場 整 備	3,299	0.3	5,030	0.4	▲ 1,731	▲ 34.4
介 護 サ ー ビ ス	703	0.1	559	0.0	144	25.8
計	975,954	100.0	1,137,327	100.0	▲ 161,373	▲14.2
うち公的資金補償金免除繰上償還の影響を除く計	924,595	-	993,298	-	▲ 68,703	▲6.9

(5) 経営状況(純損益・実質収支ベース)

- ・ 公営企業全体の収支は、202億79百万円の黒字で、平成15年度から6年連続で黒字となっており、黒字額は前年度と比べ69億23百万円、51.8%の大幅な増加。
- ・ 決算対象である99事業中、黒字事業は87事業、赤字事業は12事業(前年度の黒字事業は89事業、赤字事業は11事業)。
(事業数は決算対象事業数であり、年度末事業数とは一致しない(年度中に終了した事業を含む))

【事業別収支の状況】

(単位:百万円、%)

事業名	平成20年度			平成19年度			増減額	増減率
	黒字額	赤字額	差引	黒字額	赤字額	差引	差引	
水道	11,414	46	11,368	12,069	0	12,069	▲ 702	▲ 5.8
簡易水道	32	0	32	32	0	32	0	0.3
工業用水道	646	0	646	763	0	763	▲ 117	▲ 15.4
交通	412	2,120	▲ 1,709	1,217	3,250	▲ 2,033	324	-
電気	43	0	43	44	0	44	▲ 1	▲ 2.4
病院	354	10,072	▲ 9,718	0	8,603	▲ 8,603	▲ 1,115	-
下水道	9,691	0	9,691	6,278	0	6,278	3,413	54.4
港湾整備	397	0	397	1,001	0	1,001	▲ 604	▲ 60.4
市場	209	0	209	103	0	103	105	102.1
と畜場	129	0	129	199	0	199	▲ 71	▲ 35.5
観光施設	64	0	64	109	0	109	▲ 45	▲ 41.3
宅地造成	8,803	68	8,735	2,917	0	2,917	5,818	199.4
駐車場整備	360	0	360	436	0	436	▲ 76	▲ 17.5
介護サービス	34	0	34	40	0	40	▲ 6	▲ 14.9
計	32,585	12,307	20,279	25,208	11,852	13,356	6,923	51.8

【事業別黒字・赤字事業数】

(単位:事業)

事業名	平成20年度			平成19年度			増減
	黒字	赤字	計	黒字	赤字	計	計
水道	16	1	17	17	-	17	-
簡易水道	3	-	3	3	-	3	-
工業用水道	2	-	2	2	-	2	-
交通	3	1	4	3	1	4	-
電気	1	-	1	1	-	1	-
病院	1	9	10	-	10	10	-
下水道	36	-	36	36	-	36	-
港湾整備	3	-	3	3	-	3	-
市場	6	-	6	6	-	6	-
と畜場	1	-	1	1	-	1	-
観光施設	4	-	4	5	-	5	▲1
宅地造成	3	1	4	4	-	4	-
駐車場整備	5	-	5	5	-	5	-
介護サービス	3	-	3	3	-	3	-
計	87	12	99	89	11	100	▲1

(6) 料金収入

- ・ 料金収入は、4,659億2百万円で、前年度と比べ▲181億8百万円、▲3.7%の減少。
- ・ 交通事業等では増加したものの、宅地造成事業における土地売却収益の減少、横須賀市のうわまち病院の指定管理者制度における利用料金制導入による減少等により、全体としては減少。

【料金収入の状況】

(単位：百万円、%)

事業名	平成20年度		平成19年度		増減額	増減率
		構成比		構成比		
水道(含む簡水)	115,557	24.8	118,316	24.4	▲2,759	▲2.3
工業用水道	10,646	2.3	10,519	2.2	127	1.2
交通	63,261	13.6	60,371	12.5	2,890	4.8
電気	11	0.0	15	0.0	▲4	▲26.0
病院	110,006	23.6	115,468	23.9	▲5,462	▲4.7
下水道	133,080	28.6	134,579	27.8	▲1,499	▲1.1
港湾整備	2,743	0.6	3,006	0.6	▲263	▲8.8
市場	3,359	0.7	3,362	0.7	▲4	▲0.1
と畜場	233	0.1	232	0.0	2	0.7
観光施設	791	0.2	2,191	0.5	▲1,399	▲63.9
宅地造成	24,448	5.2	34,069	7.0	▲9,620	▲28.2
駐車場整備	1,566	0.3	1,655	0.3	▲88	▲5.3
介護サービス	201	0.0	228	0.0	▲26	▲11.6
計	465,902	100.0	484,010	100.0	▲18,108	▲3.7

(7) 企業債

ア 企業債発行額

- ・ 企業債の発行額は、2,148億10百万円で、前年度と比べ▲1,218億36百万円、▲36.2%の大幅な減少。
- ・ 前年度に引き続き公的資金補償金免除繰上償還が実施されたが、前年度よりも実施額が減少したことにより、全体としても減少しており、この影響を除く企業債発行額は前年度と比べ▲332億75百万円、▲16.8%の大幅な減少。
- ・ 港湾整備事業及び病院事業等で増加したものの、下水道事業及び水道事業等における減少により、全体としては大幅に減少。

【企業債発行額の状況】

(単位：百万円、%)

事業名	平成20年度		平成19年度		増減額	増減率
		構成比		構成比		
水道(含む簡水)	16,070	7.5	29,438	8.7	▲13,369	▲45.4
工業用水道	321	0.1	243	0.1	78	32.1
交通	45,661	21.3	44,570	13.2	1,091	2.4
電気	0	-	0	-	0	-
病院	6,828	3.2	5,732	1.7	1,096	19.1
下水道	134,030	62.4	238,376	70.8	▲104,347	▲43.8
港湾整備	3,539	1.6	0	-	3,539	皆増
市場	268	0.1	99	0.0	169	170.7
と畜場	777	0.4	165	0.0	612	370.9
観光施設	195	0.1	30	0.0	165	550.0
宅地造成	7,121	3.3	16,629	4.9	▲9,508	▲57.2
駐車場整備	0	-	1,363	0.4	▲1,363	皆減
介護サービス	0	-	0	-	0	-
計	214,810	100.0	336,646	100.0	▲121,836	▲36.2
うち公的資金補償金免除繰上償還の影響を除く計	164,693	-	197,969	-	▲33,275	▲16.8

イ 企業債現在高

- 平成20年度末の企業債現在高は、3兆6,787億53百万円で、前年度と比べ▲1,060億50百万円、▲2.8%の減少。
- 統計調査開始(昭和56年度)以来、企業債残高が初めて減少に転じた平成15年度以降6年連続で減少。

【企業債現在高の状況】

(単位：百万円、%)

事業名	平成20年度		平成19年度		増減額	増減率
	年度	構成比	年度	構成比		
水道(含む簡水)	319,441	8.7	326,309	8.6	▲6,868	▲2.1
工業用水道	14,403	0.4	15,033	0.4	▲630	▲4.2
交通	523,659	14.2	535,124	14.1	▲11,465	▲2.1
電気	280	0.0	280	0.0	0	-
病院	180,555	4.9	183,747	4.9	▲3,192	▲1.7
下水道	2,291,013	62.3	2,346,598	62.0	▲55,585	▲2.4
港湾整備	5,965	0.2	3,577	0.1	2,388	66.8
市場	13,410	0.4	15,436	0.4	▲2,027	▲13.1
と畜場	6,121	0.2	5,692	0.2	428	7.5
観光施設	526	0.0	5,991	0.2	▲5,465	▲91.2
宅地造成	303,546	8.3	325,479	8.6	▲21,932	▲6.7
駐車場整備	19,142	0.5	20,810	0.5	▲1,668	▲8.0
介護サービス	692	0.0	727	0.0	▲35	▲4.7
計	3,678,753	100.0	3,784,803	100.0	▲106,050	▲2.8

(8) 他会計繰入金

- 他会計繰入金は1,846億48百万円で、前年度と比べ▲24億50百万円、▲1.3%の減少。
- 基準内繰入金は1,380億81百万円で、前年度と比べ▲62億43百万円、▲4.3%の減少、基準外繰入金は465億67百万円で、前年度と比べ37億93百万円、8.9%の増加。
- 繰入額が大きい主な事業は、下水道事業が1,243億11百万円(全体の67.3%)で最も多く、次いで病院事業233億26百万円(同12.6%)、交通事業158億90百万円(同8.6%)。
- 公営企業の経営改善(公的資金補償金免除繰上償還の実施による償還利子の減等)による費用削減等により、ピーク時(平成6年度：2,793億88百万円)の7割弱(66.1%)の水準。

【他会計繰入金の状況】

(単位：百万円、%)

事業名	平成20年度		平成19年度		増減額	増減率
	年度	構成比	年度	構成比		
水道(含む簡水)	3,080	1.7	3,336	1.8	▲256	▲7.7
工業用水道	165	0.1	146	0.1	19	13.1
交通	15,890	8.6	20,798	11.1	▲4,908	▲23.6
電気	0	-	0	-	0	-
病院	23,326	12.6	21,732	11.6	1,594	7.3
下水道	124,311	67.3	129,507	69.2	▲5,196	▲4.0
港湾整備	29	0.0	27	0.0	2	6.3
市場	3,255	1.8	3,011	1.6	244	8.1
と畜場	2,183	1.2	2,106	1.1	77	3.7
観光施設	0	-	0	-	0	-
宅地造成	10,384	5.6	4,387	2.3	5,997	136.7
駐車場整備	1,649	0.9	1,727	0.9	▲78	▲4.5
介護サービス	377	0.2	322	0.2	55	17.2
計	184,648	100.0	187,098	100.0	▲2,450	▲1.3
うち基準内	138,081	74.8	144,324	77.1	▲6,243	▲4.3
うち基準外	46,567	25.2	42,774	22.9	3,793	8.9

(9) 建設投資額

- 建設投資額は1,740億18百万円で、前年度と比べ▲255億14百万円、▲12.8%の大幅な減少。
- 下水道事業及び港湾整備事業等で増加したものの、交通事業及び宅地造成事業等の減少により、全体の建設投資額は平成15年度以降6年連続で減少。

【建設投資額の状況】

(単位：百万円、%)

事業名	平成20年度		平成19年度		増減額	増減率
	年度	構成比	年度	構成比		
水道(含む簡水)	37,667	21.6	38,172	19.1	▲ 505	▲ 1.3
工業用水道	1,721	1.0	1,750	0.9	▲ 29	▲ 1.7
交通	13,477	7.7	44,934	22.5	▲ 31,457	▲ 70.0
電気	0	-	0	-	0	-
病院	6,283	3.6	6,399	3.2	▲ 116	▲ 1.8
下水道	100,912	58.0	95,721	48.0	5,191	5.4
港湾整備	3,551	2.0	15	0.0	3,536	22,937.0
市場	1,193	0.7	472	0.2	721	152.7
と畜場	1,249	0.7	186	0.1	1,062	570.3
観光施設	173	0.1	176	0.1	▲ 3	▲ 1.7
宅地造成	7,784	4.5	10,333	5.2	▲ 2,549	▲ 24.7
駐車場整備	8	0.0	1,372	0.7	▲ 1,364	▲ 99.4
介護サービス	0	-	0	-	0	-
計	174,018	100.0	199,531	100.0	▲ 25,514	▲ 12.8

(10) 累積欠損金

- 平成20年度末の累積欠損金は、4,010億89百万円で、前年度と比べ369億45百万円、10.1%と大幅に増加しており、5年連続で増加。
- 下水道事業等で減少したものの、宅地造成事業、病院事業及び交通事業で増加し、全体としては大幅に増加。

【累積欠損金の状況】

(単位：百万円、%)

事業名	平成20年度		平成19年度		増減額	増減率
	年度	構成比	年度	構成比		
水道(含む簡水)	396	0.1	406	0.1	▲ 10	▲ 2.4
工業用水道	0	-	0	-	0	-
交通	245,268	61.2	243,371	66.8	1,897	0.8
電気	0	-	0	-	0	-
病院	76,491	19.1	67,102	18.4	9,389	14.0
下水道	46,524	11.6	53,264	14.6	▲ 6,740	▲ 12.7
港湾整備	0	-	0	-	0	-
市場	0	-	0	-	0	-
と畜場	0	-	0	-	0	-
観光施設	0	-	0	-	0	-
宅地造成	32,409	8.1	0	-	32,409	皆増
駐車場整備	0	-	0	-	0	-
介護サービス	0	-	0	-	0	-
計	401,089	100.0	364,144	100.0	36,945	10.1

(11) 不良債務

- 平成20年度末の不良債務は、45億71百万円で、前年度と比べ▲28億39百万円、▲38.3%の大幅な減少。
- 横浜市の交通事業(都市高速鉄道事業)及び三浦市の病院事業における減少により、全体としても大幅に減少。

【不良債務の状況】

(単位：百万円、%)

事業名	平成20年度		平成19年度		増減額	増減率
	年度	構成比	年度	構成比		
水道(含む簡水)	0	-	0	-	0	-
工業用水道	0	-	0	-	0	-
交通	4,339	94.9	6,849	92.4	▲2,510	▲36.6
電気	0	-	0	-	0	-
病院	232	5.1	561	7.6	▲330	▲58.7
下水道	0	-	0	-	0	-
港湾整備	0	-	0	-	0	-
市場	0	-	0	-	0	-
と畜場	0	-	0	-	0	-
観光施設	0	-	0	-	0	-
宅地造成	0	-	0	-	0	-
駐車場整備	0	-	0	-	0	-
介護サービス	0	-	0	-	0	-
計	4,571	100.0	7,410	100.0	▲2,839	▲38.3

【平成20年度 市町村公営企業の団体別設置状況】

(平成21年3月31日現在)

事業名 団体名	1 水道事業	2 工業用水道	3 交通事業		4 電気事業	5 病院事業	6 簡易水道事業	7 下水道事業	8 港湾整備事業	9 市場事業	10 と畜場事業	11 観光施設事業	12 宅地造成事業		13 駐車場整備	14 介護サービス	◎ 法適用	○ 法非適用	計	
			(1) 送車運	(2) 都市高速鉄道事業									(1) 造成	(2) 臨海土地						
																				(2) その他
横浜市	◎	◎	◎	◎	○	◎ (3)		◎	○	○ (2)	○		◎ (4)	○ (2)	○ (6)		7 (12)	6 (13)	13 (25)	
川崎市	◎	◎	◎	◎		◎ (3)		◎	○	○ (2)		○				○	6 (8)	4 (5)	10 (13)	
横須賀市	◎					◎ (2)		◎	○								3 (4)	1 (1)	4 (5)	
平塚市						◎		○2		○							1 (1)	3 (3)	4 (4)	
鎌倉市								○											1 (1)	1 (1)
藤沢市						◎		◎		○				○ (2)	○		2 (2)	3 (4)	5 (6)	
小田原市	◎					◎		○		○ (2)		○ (2)					2 (2)	3 (5)	5 (7)	
茅ヶ崎市						◎		○									1 (1)	1 (1)	2 (2)	
逗子市								○											1 (1)	1 (1)
相模原市							○	○2							○ (5)				4 (8)	4 (4)
三浦市	◎					◎		○		○ (2)							2 (2)	2 (3)	4 (5)	
秦野市	◎							○									1 (1)	1 (1)	2 (2)	
厚木市						◎		○							○		1 (1)	2 (2)	3 (3)	
大和市						◎		○									1 (1)	1 (1)	2 (2)	
伊勢原市								○							○				2 (2)	2 (2)
海老名市								○											1 (1)	1 (1)
座間市	◎							○									1 (1)	1 (1)	2 (2)	
南足柄市	◎							○							○2		1 (1)	3 (3)	4 (4)	
綾瀬市								○											1 (1)	1 (1)
葉山町								○											1 (1)	1 (1)
寒川町								○											1 (1)	1 (1)
大磯町								○											1 (1)	1 (1)
二宮町								○											1 (1)	1 (1)
中井町	◎							○									1 (1)	1 (1)	2 (2)	
大井町	◎							○									1 (1)	1 (1)	2 (2)	
松田町	◎						○	○									1 (1)	2 (2)	3 (3)	
山北町	◎							○									1 (1)	1 (1)	2 (2)	
開成町	◎							○									1 (1)	1 (1)	2 (2)	
箱根町	◎							○				○					1 (1)	2 (2)	3 (3)	
真鶴町	◎							○									1 (1)	1 (1)	2 (2)	
湯河原町	◎							○2				◎					2 (2)	2 (2)	4 (4)	
愛川町	◎							○									1 (1)	1 (1)	2 (2)	
清川村							○	○											2 (2)	2 (2)
県計	◎	17 (17)	2 (2)	2 (2)	2 (2)	10 (15)		4 (4)				1 (1)	1 (4)				39 (47)		98 (122)	
○						1 (1)	3 (3)	32 (32)	3 (3)	6 (10)	1 (1)	3 (4)		2 (4)	5 (14)	3 (3)		59 (75)		

- (注) 1. 交通事業のうち路面電車事業、懸垂電車事業及び船舶運航事業、ガス事業、有料道路事業、その他事業については設置団体なし。
 2. 法適用企業：地方公営企業法の全部又は財務規定等を適用している事業。(ただし、競馬、競輪、競艇等の収益事業、農業共済事業、交通災害共済事業は除く。)
 3. 法非適用企業：地方財政法第6条に基づきその経理を特別会計を設けて行っている、同法施行令第37条に掲げる事業と有料道路事業、駐車場整備事業及び介護サービス事業で、法適用企業を除いたもの。
 4. ()内は施設数を示す。施設数については、病院・市場・観光施設・駐車場整備事業では当該事業を実施している施設数を、宅地造成事業では造成地区数を表している。(その他の事業では1事業=1施設としている。)
 5. 下水道事業：平塚市、相模原市は公共下水道、農業集落排水事業、湯河原町は公共下水道と特定環境保全公共下水道、清川村は特定環境保全公共下水道、その他市町は公共下水道。
 6. 観光施設事業：川崎市はゴルフ場、小田原市は小田原城天守閣と小田原城歴史見聞館、箱根町と湯河原町は温泉供給事業。
 7. 介護サービス事業：川崎市は介護老人保健施設、南足柄市はデイサービスセンターと訪問看護ステーション。

3 健全化判断比率及び資金不足比率(暫定値)について

(1) 平成20年度 健全化判断比率及び資金不足比率(暫定値)のポイント

- 健全化判断比率の4指標(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)は、県内全市町村で「早期健全化基準」を下回る比率
- 経常収支比率が過去最高を記録する厳しい財政状況の中で、財政の健全化を推進してきた結果、実質公債費比率、将来負担比率とも県内市町村平均は前年度より低下
- 資金不足比率についても、県内全市町村の全会計で「経営健全化基準」を下回る比率

(2) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律について

【地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政指標の公表について】

- ・ 平成19年6月「地方公共団体の財政の健全化に関する法律(以下「法」という。)」が公布され、平成20年度(平成19年度決算)から、地方公共団体は、健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の審査に付した上で議会に報告するとともに、住民に対し公表することが義務付けられた。
- ・ 平成21年度(平成20年度決算)からは、早期健全化基準・財政再生基準及び経営健全化基準の適用により、基準を上回った地方公共団体においては、それぞれ法に基づくスキームに従って財政健全化、経営健全化を図ることが義務付けられている。
- ・ 財政指標の公表については、国では決算統計速報値と併せた財政指標暫定値の公表、決算統計確報値と併せた財政指標確定値の公表と、2段階での公表を行うこととしており、神奈川県内の市町村に関する財政指標についても、国の公表に併せて行うこととした。

※ 今回公表する暫定値は平成21年9月4日現在のものであり、その後各市町村が議会に報告等を行い確定した健全化判断比率等と異なる場合がある。

【市町村早期健全化基準等】(以下ア・イ・ウの記載内容は本年度(平成20年度決算)から適用)

ア 早期健全化基準

- ・ 健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合には、「早期健全化段階」となり、「財政健全化計画」を定めなければならない。
- ・ 「財政健全化計画」について、市町村は、個別外部監査を実施した上で年度内に議会の議決を経て定め、速やかに公表する必要がある。計画策定後は、知事及び総務大臣に報告するほか、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表することが義務付けられる。
- ・ また、県及び国は、市町村から報告を受けた「財政健全化計画」及びその実施状況を公表しなければならない。

イ 財政再生基準

- ・ 健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には、「財政再生段階」となり、「財政再生計画」を定めなければならない。
- ・ 「財政再生計画」について、市町村は、個別外部監査を実施した上で年度内に議会の議決を経て定め、速やかに公表する必要がある。計画策定後は、総務大臣に報告するほか、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表することが義務付けられる。(国の公表義務は「財政健全化計画」と同様)
- ・ なお、財政再生団体は、総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の起債ができなくなる。

ただし、「財政再生計画」が総務大臣の同意を得た場合は、財政再生団体は、再生振替特例債を総務大臣の許可を受け発行することができる。

【健全化判断比率】

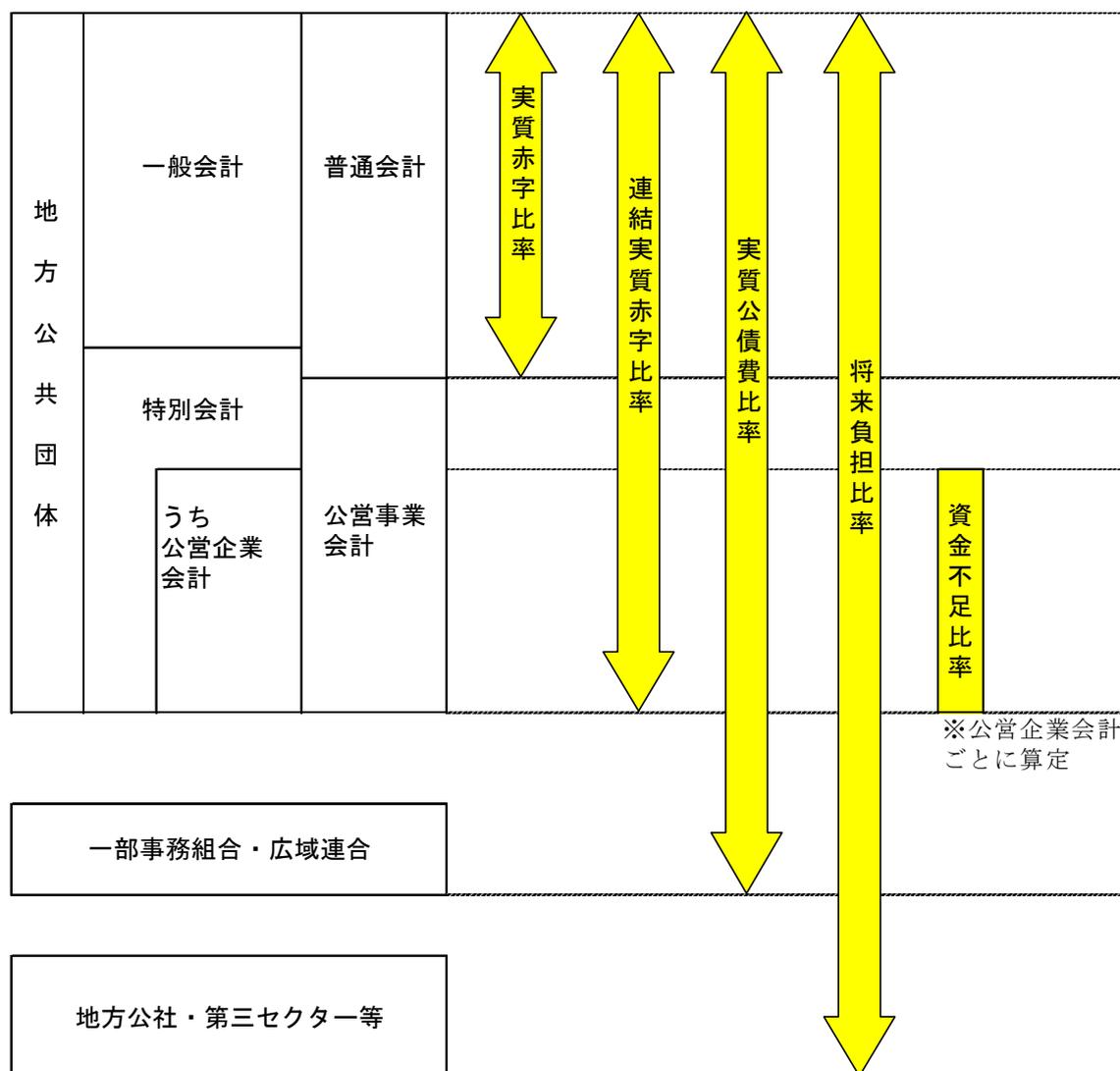
区 分	早期健全化基準	財政再生基準	〈参考〉地方債許可制移行基準
実質赤字比率	各団体の標準財政規模に応じて11.25%～15.00%	20.0%	各団体の標準財政規模に応じて2.5%～10.0%
連結実質赤字比率	各団体の標準財政規模に応じて16.25%～20.00%	40.0%※	—
実質公債費比率	25.0%	35.0%	18.0%
将来負担比率	350% (政令指定都市は400%)	—	—

※ 連結実質赤字比率の財政再生基準は、法本則の規定は30.0%であるが、経過措置により、平成20年度及び21年度決算は40.0%、平成22年度決算は35.0%が適用される。

ウ 経営健全化基準(公営企業会計のみ適用)

- ・ 資金不足比率が経営健全化基準(20.0%)以上の場合には、「経営健全化計画」を定めなければならない。
- ・ 「経営健全化計画」について、公営企業は、個別外部監査を実施した上で年度内に議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、知事及び総務大臣に報告するほか、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表することが義務付けられる。
- ・ また、県及び国は、公営企業から報告を受けた「経営健全化計画」及びその実施状況を公表しなければならない。

【健全化判断比率等の対象会計等について】



(3) 県内市町村の概況

ア 健全化判断比率

(7) 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の、標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には赤字の早期解消を図る必要があるもの。

県内市町村においては、前年度に引き続き、実質収支において赤字を計上した市町村がないため、実質赤字比率が計上された団体はない。

(イ) 連結実質赤字比率

公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額(または資金不足額)の、標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には問題のある赤字会計が存在することとなり、赤字の早期解消を図る必要があるもの。

県内市町村においては、前年度に引き続き、公営企業等も含めた連結ベースにおいても、収支差額において赤字を計上した市町村がないため、連結実質赤字比率についても計上された団体はない。

(ウ) 実質公債費比率

地方公共団体の財政規模、いわば”身の丈”に見合った借金の返済額となっているかを判断する指標であり、18.0%以上となると起債にあたって知事(政令指定都市は総務大臣)の許可が必要となり、25.0%以上となると一部の起債発行が制限されることとなる。

県内市町村の状況を見ると、県内では最も比率が高い横浜市が起債許可基準を超える20.2%となっているほかは、他の市町村においては起債許可基準を超える比率を計上した団体はないことから、県内市町村で早期健全化基準を超える比率を計上した団体はないこととなる。

対前年度との比較では、10団体で比率が増加したものの、20団体で減少したが、全体的な傾向としては、財政健全化に向けた取組が進み、地方債現在高、公営企業債の現在高の減少が進んだことなどにより、県内市町村平均は8.7%と、対前年比▲0.3ポイント減少した。

(イ) 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債(将来負担額)の、標準財政規模等に対する比率であり、これらの負債が今後の財政運営を圧迫する可能性が高いかどうかを示すストック指標である。

県内市町村の状況を見ると、最も比率が高い横浜市が261.1%、次いで真鶴町が179.7%であるが、県内団体において、早期健全化基準を超える比率を計上した団体はない。

なお、基金などの充当可能財源等が将来負担額を超えたため、将来負担比率が計上されなかった団体が3団体(海老名市、愛川町、清川村)ある。

対前年度との比較では、8団体で比率が増加したものの、22団体で減少したが、財政健全化に向けた取組が進み、地方債現在高、公営企業債の現在高が減少するとともに、定数削減により人件費に係る将来負担額も減少する一方、財政調整基金残高も増加していることなどにより、県内市町村平均は98.4%と、対前年比▲6.1ポイント減少した。

イ 資金不足比率

資金不足比率は、各公営企業単位による事業の規模に対する資金不足額の比率であり、これが生じた場合には、早期の資金不足解消に向けた取組が必要となるもの。

平成20年度決算においては、昨年度に引き続き、三浦市の病院事業会計で資金不足が生じたが、経営の効率化に取り組むとともに公立病院特例債を活用したことなどにより、前年度より比率が低下し、経営健全化基準は下回った。

その結果、県内市町村で経営健全化基準を超える比率を計上した公営企業会計はない。

【平成20年度決算に基づく健全化判断比率等(暫定値)一覧表】

(単位：%)

市町村名	実質赤字比率		連結実質赤字比率		実質公債費比率		将来負担比率				資金不足比率		
	平成20年度	平成19年度	平成20年度	平成19年度	平成20年度	平成19年度	平成20年度	平成19年度	順位	順位	会計数(名)	平成20年度	平成19年度
横浜市	-	-	-	-	20.2	20.6	261.1	292.7	①	①	全12会計	-	-
川崎市	-	-	-	-	15.6	16.3	133.9	147.3	⑤	④	全9会計	-	-
政令市平均	-	-	-	-	17.9	18.4	197.5	220.0					
横須賀市	-	-	-	-	5.2	5.4	83.2	96.2	24	23	全3会計	-	-
平塚市	-	-	-	-	5.1	5.6	16.5	28.9	25	21	全4会計	-	-
鎌倉市	-	-	-	-	3.8	4.3	56.0	67.2	29	29	全1会計	-	-
藤沢市	-	-	-	-	8.4	9.6	45.7	46.4	15	⑬	全3会計	-	-
小田原市	-	-	-	-	12.6	12.9	90.2	115.8	⑤	⑤	全5会計	-	-
茅ヶ崎市	-	-	-	-	4.6	4.7	18.1	25.3	27	27	全2会計	-	-
逗子市	-	-	-	-	4.4	4.4	84.8	100.3	28	28	全1会計	-	-
相模原市	-	-	-	-	5.0	4.8	41.8	33.1	26	26	全3会計	-	-
三浦市	-	-	-	-	8.3	8.4	163.7	146.8	16	16	病院事業会計	11.9	26.5
											他3会計	-	-
秦野市	-	-	-	-	7.2	8.2	77.5	87.9	17	17	全2会計	-	-
厚木市	-	-	-	-	5.7	5.7	55.8	63.5	21	20	全2会計	-	-
大和市	-	-	-	-	8.7	10.0	58.3	63.5	⑭	⑪	全2会計	-	-
伊勢原市	-	-	-	-	6.1	7.2	94.7	84.5	19	19	全1会計	-	-
海老名市	-	-	-	-	2.7	3.2	-	-	30	31	全1会計	-	-
座間市	-	-	-	-	9.3	9.4	70.2	75.7	⑫	⑭	全2会計	-	-
南足柄市	-	-	-	-	5.7	5.1	118.5	87.3	22	25	全2会計	-	-
綾瀬市	-	-	-	-	10.5	9.7	112.3	91.1	⑨	⑫	全1会計	-	-
都市平均	-	-	-	-	6.7	7.0	74.2	75.8				11.9	26.5
葉山町	-	-	-	-	2.1	1.9	4.7	4.9	31	32	全1会計	-	-
寒川町	-	-	-	-	5.4	5.2	74.4	72.5	23	24	全1会計	-	-
大磯町	-	-	-	-	11.4	11.4	126.5	122.3	⑧	⑥	全1会計	-	-
二宮町	-	-	-	-	5.8	5.6	123.4	92.6	20	22	全1会計	-	-
中井町	-	-	-	-	13.1	12.9	43.0	58.6	④	④	全2会計	-	-
大井町	-	-	-	-	6.9	7.6	19.1	30.3	18	18	全2会計	-	-
松田町	-	-	-	-	9.0	8.5	105.0	110.1	⑬	15	全3会計	-	-
山北町	-	-	-	-	11.8	11.3	98.3	109.7	⑦	⑦	全2会計	-	-
開成町	-	-	-	-	14.1	15.4	65.1	106.6	③	③	全2会計	-	-
箱根町	-	-	-	-	10.4	10.9	146.2	159.3	⑩	⑧	全3会計	-	-
真鶴町	-	-	-	-	12.3	10.6	179.7	188.7	⑥	⑩	全2会計	-	-
湯河原町	-	-	-	-	10.2	10.7	113.1	130.1	⑪	⑨	全3会計	-	-
愛川町	-	-	-	-	2.1	3.6	-	-	32	30	全2会計	-	-
清川村	-	-	-	-	0.0	1.1	-	-	33	33	全2会計	-	-
町村平均	-	-	-	-	8.1	8.3	91.5	98.8				-	-
市町村平均(除政令市)	-	-	-	-	7.6	7.8	84.3	88.4				-	-
全市町村	-	-	-	-	8.7	9.0	98.4	104.5				-	-

注1 実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率については、0以下の比率は存在しないため、0以下になった場合は-で記載している。

注2 平均はすべて単純平均であるが、比率が存在しない団体がある場合は、これを除外して算出している。

注3 実質公債費比率及び将来負担比率は、この表では総務省の公表ルールに従い小数点以下第2位を切り捨てたものを記載している。

注4 資金不足比率の欄には資金不足比率が発生した会計名を記載している。

注5 平成19年度の横浜市公営企業会計は13会計であった。平成20年度より1会計を公営企業会計より一般会計等に分類し直している。

注6 平成19年度の横須賀市公営企業会計は4会計であったが、平成20年度中に1会計が廃止されている。

注7 順位が○数字の団体は県平均を上回っている団体。なお、同率の場合は本来存在する小数点第2位以下の数値で順位を判定している。

○ 普通会計

地方公共団体が設置する様々な会計を、団体間の比較や時系列比較を可能とするため、全国共通のルールに基づき、一般会計とその他特別会計を区分し直した地方財政統計上の会計区分。

なお、公営事業会計に属する、公営企業会計(水道・交通・病院・下水道等)、収益事業会計(競馬・競輪・競艇等)、国民健康保険事業会計、老人保健医療事業会計、介護保険事業会計、後期高齢者医療事業会計等は、普通会計から除かれる。

○ 決算規模

普通会計においては、歳入総額及び歳出総額、公営企業会計においては、普通会計の歳出総額に相当する額をいう。

- ・ 法適用企業 = 経常費用 - 減価償却費 + 資本的支出
- ・ 法非適用企業 = 総費用 + 資本的支出 + 積立金 + 繰上充用金

○ 形式収支

歳入総額 - 歳出総額

歳入決算額から歳出決算額を差し引いた額。その年度内に収入された現金(前年度からの繰越金を含む)と支出した現金との差額。

○ 実質収支

形式収支(歳入歳出差引額)から、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた後の純剰余金又は純損失のこと。

家計に例えれば、前年からの繰越金と今年の収入から、今年の支出と翌年に支払うこととなる経費を引いた後の、手元に残ったお金のこと。

○ 単年度収支

当年度の実質収支 - 前年度の実質収支

実質収支には過去からの収支の赤字・黒字要素が含まれているので、その影響を除いた当該年度のみでの収支であり、実質収支の前年度からの増減を示す。

家計に例えれば、前年からの繰越し等を除いた、その年のみの収入と支出の差。

○ 実質単年度収支

単年度収支 + 財政調整基金積立額 - 財政調整基金取崩額 + 地方債繰上償還額

単年度収支から、実質的な赤字・黒字要素を加減したもので、当該年度の実質的な収支を把握するための指標。

家計に例えれば、貯金の出し入れや、ローンの繰り上げ返済がなかったものとして計算した、収支を実質的に表す数字。

○ 経常収支比率

経常的経費充当一般財源等 ÷ (経常一般財源総額 + 減収補てん債(特例分) + 臨時財政対策債)

地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当されたものが占める割合で、財政の弾力性の指標。

家計に例えれば、毎月の給料が、食費、光熱費及びローンなど経常的な支払いにどの程度充てられているかを表すもの。

○ 公債費負担比率

公債費充当一般財源等÷一般財源等収入額

一般財源(財源の用途が特定されず、どのような経費にでも使用できる財源)の総額に対する、公債費の支出に必要な一般財源の割合。この率が高いほど、財政運営上の硬直性の高まりを示している。

家計に例えれば、ローンの支払いに充てられる給料の割合。

○ 起債制限比率

公債費による財政負担の度合いを判断する指標の一つで、地方債元利償還金及び公債費に準ずる債務負担行為に係る支出の合計額(地方交付税措置分を除く。)に充当された一般財源の標準財政規模(普通交付税において算入された公債費を除く。)に対する割合で、過去3年間の平均値。

なお、起債制限比率が20%以上で実質公債費比率が25%以上の市町村については、一定の地方債の発行が制限される。

○ 義務的経費

支出が義務づけられ、任意に削減することが困難な経費(人件費、扶助費、公債費)

○ 公債費

借入金である地方債の返済等に必要な経費

○ 扶助費

社会保障の一環として、生活困窮者や児童、高齢者などに対し、法令や地方公共団体の条例等に基づき支給する経費

○ 投資的経費

道路や公園、学校等の社会資本の整備に支出される経費(普通建設事業費、災害復旧事業費)

○ 標準財政規模

地方公共団体の一般財源の標準的な規模を示すもので、当該団体の標準的な税収入額に地方譲与税、交通安全対策特別交付金、普通交付税額及び臨時財政対策債発行可能額を合算したもの。

○ 純損益・実質収支

- ・ 黒字額、赤字額は、法適用企業にあっては純損益、法非適用企業は実質収支による。
なお、収支が0の場合は黒字としている。
- ・ 純損益 = 総収益(=営業収益+営業外収益+特別利益) - 総費用(=営業費用+営業外費用+特別損失)
- ・ 実質収支 = (総収益 - 総費用) + (資本的収入 - 資本的支出) - 積立金 + 前年度からの繰越金 - 前年度繰上充用金 + 収益的収支に充てた地方債 + 収益的収支に充てた他会計繰入金

○ 公営企業

地方公共団体が行う事業のうち、主として、その経費を当該事業に伴う収入をもって経営する事業で、法適用企業と法非適用企業に分類される。

○ 法適用企業

地方公営企業法を適用し、収支を債権・債務の発生でとらえる発生主義による企業会計方式で経理を行う企業。

○ 法非適用企業

地方公営企業法を適用せず、収支を実際の現金収支規模でとらえる現金主義による官庁会計方式を用い、かつ、特別会計方式で経理を行う企業。

○ 基準内繰入金

地方公営企業法第17条の2及び「平成19年度の地方公営企業繰出金について」（平成19年4月20日付け総務省自治財政局長通知）に基づいて算定されたものであり、下水道事業における雨水処理負担金など、その性質上、当該地方公営企業の経営に伴う収入を充てることが適当ではない経費等に対する一般会計等からの繰入金をいい、これ以外の繰入金を基準外繰入金という。

○ 建設投資額

資本的支出の建設改良費をいう。

○ 累積欠損金

法適用企業で、営業活動によって欠損を生じた場合に、繰越利益剰余金、利益積立金、資本剰余金等により補てんが出来なかった各事業年度の損失(赤字)額が累積されたものをいう。

○ 不良債務

法適用企業において、貸借対照表日現在において、流動負債の額が流動資産の額(翌年度へ繰り越される支出の財源充当額を差し引いた額)を超える額をいう。

○ 公的資金補償金免除繰上償還

過去に高金利で借り入れた地方債の利子負担の軽減を図るため、平成19年度から21年度までの臨時特例措置として、補償金(将来の支払利息相当額)を免除した繰上償還を認める制度をいう。

なお、この制度を活用するには、行政改革の実施などを盛り込んだ財政健全化計画等を策定し、国の承認を受けることが必要となる。

○ 一般会計等

「一般会計等」とは、「一般会計」に一部の「特別会計(公営企業会計を除く公営事業会計)」を加えた会計区分をいう。

この「特別会計(公営事業会計)」とは、用途を特定した歳入の経理を明確化するために一般会計とは区分して設置されたものであり、原則として、貸付金返納や使用料など、その事業における収入をもって事業を実施している会計をいう。

「公営企業会計」とは、特別会計(公営事業会計)のうち、地方公営企業法を適用する「法適用企業」となる特別会計及び「法非適用企業」に区分される会計をいう。

なお、財政健全化法における「一般会計等」は、「普通会計」に近似した概念での会計区分であるが、「普通会計」は特別会計の事業単位で「一般会計」に連結する区分の方法を採っており、同法に基づく財政指標の「一般会計等」は、特別会計単位で「一般会計」に連結する方法を採るといった相違がある。

そのため、市町村の会計の設置形態によっては、「一般会計等」と「普通会計」とで差異が生じる場合もある。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく
健全化判断比率・資金不足比率市町村別個票

市町村名	ページ	市町村名	ページ
横浜市	29	葉山町	48
川崎市	30	寒川町	49
横須賀市	31	大磯町	50
平塚市	32	二宮町	51
鎌倉市	33	中井町	52
藤沢市	34	大井町	53
小田原市	35	松田町	54
茅ヶ崎市	36	山北町	55
逗子市	37	開成町	56
相模原市	38	箱根町	57
三浦市	39	真鶴町	58
秦野市	40	湯河原町	59
厚木市	41	愛川町	60
大和市	42	清川村	61
伊勢原市	43		
海老名市	44		
座間市	45		
南足柄市	46		
綾瀬市	47		

健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/③※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成20年度比率(暫定値)		—	—	20.2	261.1
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	11.25	16.25	25.0 (18.0)	400.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字比率	① 標準財政規模	792,117,300
	② 一般会計等実質収支	1,091,044
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	792,117,300
	④ 連結実質収支	40,305,848
実質公債費比率	⑤ 平成18年度(単年度)実質公債費比率※3	22.2
	⑥ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	19.5
	⑦ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	19.1
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	3,984,070,167
	⑨ 充当可能財源等(充当可能基金額+特定財源収入見込等)	2,222,360,054
	⑩ 標準財政規模	792,117,300
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	117,409,464

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> 一般会計等の実質収支が10億91百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。 一般会計等には、一般会計のほか、市債金会計、母子寡婦福祉資金会計、勤労者福祉共済事業費会計、公害被害者救済事業費会計、公共事業用地費会計及び新墓園事業費会計が含まれる。
◆ 連結実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険事業費会計では、実質収支の赤字が生じているものの、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では403億6百万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業費会計、介護保険事業費会計、後期高齢者医療事業費会計、老人保健医療事業費会計、自動車駐車場事業費会計、交通災害共済事業費会計、水道事業会計、工業用水道事業会計、自動車事業会計、高速鉄道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計、埋立事業会計、港湾整備事業費会計、中央卸売市場費会計、中央と畜場費会計、風力発電事業費会計及び市街地開発事業費会計である。
◆ 実質公債費比率	<ul style="list-style-type: none"> 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に総務大臣の許可が必要となる基準「18.0%」を上回る比率となっている。 なお、横浜市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。
◆ 将来負担比率	<ul style="list-style-type: none"> 地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、設立法人の負債等に係る一般会計等負担見込額及び退職手当負担見込額などの将来負担額が、都市計画税や基金などの充当可能財源等を大きく上回っているが、将来負担比率は早期健全化基準を下回っている。

資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
水道事業会計	79,417,407	▲ 22,213,414	—	20.0
工業用水道事業会計	2,730,763	▲ 1,839,280	—	
自動車事業会計	20,690,080	▲ 3,073,518	—	
高速鉄道事業会計	36,829,753	—	—	
下水道事業会計	114,608,444	▲ 17,971,975	—	
病院事業会計	29,975,131	▲ 1,255,482	—	
埋立事業会計	391,404,683	—	—	
港湾整備事業費会計	1,892,735	▲ 551,911	—	
中央卸売市場費会計	2,381,320	▲ 201,037	—	
中央と畜場費会計	322,398	▲ 128,638	—	
風力発電事業費会計	58,128	▲ 43,073	—	
市街地開発事業費会計	42,975,865	—	—	

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

◆ 12会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。
--

健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成20年度比率(暫定値)		—	—	15.6	133.9
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	11.25	16.25	25.0 (18.0)	400.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字 比 率	① 標準財政規模	311,395,290
	② 一般会計等実質収支	1,430,490
連結実質 赤字比率	③ 標準財政規模	311,395,290
	④ 連結実質収支	26,600,959
実 質 公 債 費 比 率	⑤ 平成18年度(単年度)実質公債費比率※3	17.8
	⑥ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	15.8
	⑦ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	13.1
将来負担 比 率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	1,310,135,045
	⑨ 充当可能財源等(充当可能基金額+特定財源収入見込等)	950,502,999
	⑩ 標準財政規模	311,395,290
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	42,873,392

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率

- 一般会計等の実質収支が14億30百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- 一般会計等には、一般会計のほか、母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計、公害健康被害補償事業特別会計、勤労者福祉共済事業特別会計、墓地整備事業特別会計、公共用地先行取得等事業特別会計及び公債管理特別会計が含まれる。

◆ 連結実質赤字比率

- 実質収支の赤字が生じている会計はなく、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では266億1百万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。
- 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、競輪事業特別会計、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療事業会計、老人保健医療事業特別会計、介護老人保健施設事業特別会計、介護保険事業特別会計、病院事業会計、下水道事業会計、水道事業会計、工業用水道事業会計、自動車運送事業会計、高速鉄道事業会計、卸売市場事業特別会計、港湾整備事業特別会計及び生田緑地ゴルフ場事業特別会計である。

◆ 実質公債費比率

- 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に総務大臣の許可が必要となる基準「18.0%」も下回る比率となっている。
- なお、川崎市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。

◆ 将来負担比率

- 地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額及び退職手当負担見込額などの将来負担額に対し、都市計画税や基金などの充当可能財源等が一定程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
病院事業会計	27,964,122	▲ 1,508,531	—	20.0
下水道事業会計	36,242,730	▲ 164,479	—	
水道事業会計	30,170,382	▲ 15,340,969	—	
工業用水道事業会計	7,927,487	▲ 5,483,570	—	
自動車運送事業会計	7,715,424	▲ 783,533	—	
高速鉄道事業会計	—	▲ 40,290	—	
卸売市場事業特別会計	949,396	—	—	
港湾整備事業特別会計	871,132	▲ 26,182	—	
生田緑地ゴルフ場事業特別会計	309,430	▲ 373,476	—	

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

- 9会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。

健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦) / 3 ※1	将来負担比率 (⑧-⑨) / (⑩-⑪)
平成20年度比率(暫定値)		—	—	5.2	83.2
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	11.25	16.25	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字比率	① 標準財政規模	80,960,261
	② 一般会計等実質収支	3,803,227
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	80,960,261
	④ 連結実質収支	12,685,754
実質公債費比率	⑤ 平成18年度(単年度)実質公債費比率※3	5.2
	⑥ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	5.4
	⑦ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	4.8
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	255,590,654
	⑨ 充当可能財源等(充当可能基金額+特定財源収入見込等)	197,799,426
	⑩ 標準財政規模	80,960,261
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	11,520,462

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> 一般会計等の実質収支が38億3百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。 一般会計等には、一般会計のほか、特別会計公園墓地事業費、特別会計母子寡婦福祉資金貸付事業費、特別会計公債管理費が含まれる。
◆ 連結実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> 特別会計老人保健医療費では、実質収支の赤字が生じているものの、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では126億86百万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、特別会計国民健康保険費、特別会計介護保険費、特別会計後期高齢者医療費、特別会計老人保健医療費、水道事業会計、病院事業会計、下水道事業会計である。
◆ 実質公債費比率	<ul style="list-style-type: none"> 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。 なお、横須賀市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。
◆ 将来負担比率	<ul style="list-style-type: none"> 地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、退職手当負担見込額及び債務負担行為に係る支出予定額などの将来負担額に対し、都市計画税や基金などの充当可能財源等が一定程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
水道事業会計	10,598,904	▲ 4,153,700	—	20.0
下水道事業(公共下水道事業)	9,634,030	▲ 969,875	—	
病院事業会計	14,266,190	▲ 1,028,551	—	

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

◆ 3会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。

■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③×2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3×1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成20年度比率(暫定値)		-	-	5.1	16.5
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	11.25	16.25	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字比率	① 標準財政規模	51,197,812
	② 一般会計等実質収支	3,045,228
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	51,197,812
	④ 連結実質収支	6,464,425
実質公債費比率	⑤ 平成18年度(単年度)実質公債費比率※3	5.9
	⑥ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	5.3
	⑦ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	4.1
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	112,917,065
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	105,424,065
	⑩ 標準財政規模	51,197,812
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	5,815,682

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> 一般会計等の実質収支が30億45百万円の黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。 一般会計等には、一般会計のほか都市施設用地取得事業特別会計が含まれる。
◆ 連結実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> 老人保健医療事業特別会計では実質収支の赤字が生じているものの、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では64億64百万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、競輪事業特別会計、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、老人保健医療事業特別会計、介護保険事業特別会計、病院事業会計、水産物地方卸売市場事業特別会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計である。
◆ 実質公債費比率	<ul style="list-style-type: none"> 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。 なお、平塚市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充充分)も公債費充当特定財源として算入している。
◆ 将来負担比率	<ul style="list-style-type: none"> 公営企業債に係る負担見込額のほか、地方債現在高、退職手当負担見込額及び債務負担行為に係る支出予定額などの将来負担額に対し、都市計画税や基金などの充当可能財源等が相当程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
病院事業会計	8,834,390	▲ 1,596,587	-	20.0
水産物地方卸売市場事業特別会計	6,809	▲ 2,071	-	
下水道事業特別会計	5,946,458	▲ 293,874	-	
農業集落排水事業特別会計	-	▲ 15,930	-	

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

◆ 4会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。

■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成20年度比率(暫定値)		-	-	3.8	56.0
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	11.51	16.51	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字比率	① 標準財政規模	37,948,650
	② 一般会計等実質収支	1,484,156
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	37,948,650
	④ 連結実質収支	2,106,058
実質公債費比率	⑤ 平成18年度(単年度)実質公債費比率※3	5.5
	⑥ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	3.0
	⑦ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	2.9
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	103,049,701
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	84,040,440
	⑩ 標準財政規模	37,948,650
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	4,033,145

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> 一般会計等の実質収支が14億84百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。 一般会計等には、一般会計のほか、大船駅東口市街地再開発事業特別会計、公共用地先行取得事業特別会計が含まれる。
◆ 連結実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> 老人保健医療事業特別会計では実質収支の赤字が生じているものの、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では21億6百万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、老人保健医療事業特別会計、下水道事業特別会計が含まれる。
◆ 実質公債費比率	<ul style="list-style-type: none"> 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。 なお、鎌倉市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。
◆ 将来負担比率	<ul style="list-style-type: none"> 地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、退職手当負担見込額及び債務負担行為に係る支出予定額などの将来負担額に対し、都市計画税や基金などの充当可能財源等が相当程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比率 ②/①	参 考 経営健全化基準
下水道事業特別会計	2,669,863	▲ 138,961	-	20.0

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

◆ 下水道事業特別会計には、資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。
--

■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③×2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3×1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成20年度比率(暫定値)		-	-	8.4	45.7
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	11.25	16.25	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字比率	① 標準財政規模	81,186,383
	② 一般会計等実質収支	6,164,125
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	81,186,383
	④ 連結実質収支	12,337,123
実質公債費比率	⑤ 平成18年度(単年度)実質公債費比率※3	10.4
	⑥ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	7.7
	⑦ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	7.1
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	172,503,889
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	139,402,431
	⑩ 標準財政規模	81,186,383
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	8,829,092

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率

- 一般会計等の実質収支が61億64百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- 一般会計等には、一般会計のほか、墓園事業費特別会計、北部第二(三地区)土地区画整理事業費特別会計、柄沢特定土地区画整理事業費特別会計が含まれる。

◆ 連結実質赤字比率

- 老人保健事業費特別会計では実質収支の赤字が生じているものの、一般会計等と公営事業会計の連結実質収支全体では123億37百万円と黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。
- 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業費特別会計、老人保健事業費特別会計、介護保険事業費特別会計、湘南台駐車場事業費特別会計、競輪事業費特別会計、後期高齢者医療事業費特別会計、下水道事業費特別会計、市民病院事業会計、地方卸売市場事業費特別会計である。

◆ 実質公債費比率

- 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。
- なお、藤沢市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)を公債費充当特定財源として算入している。

◆ 将来負担比率

- 地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、退職手当負担見込額及び債務負担行為に係る支出予定額などの将来負担額に対し、都市計画税や基金などの充当可能財源等が相当程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
下水道事業費特別会計	7,082,907	▲ 818,805	-	20.0
市民病院事業会計	14,030,727	▲ 3,183,729	-	
地方卸売市場事業費特別会計	113,227	0	-	

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

- 3会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。

■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分	実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③×2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成20年度比率(暫定値)	-	-	12.6	90.2
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	11.52	16.52	25.0 (18.0)
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分	金 額	
実質赤字比率	① 標準財政規模	37,743,290
	② 一般会計等実質収支	1,997,263
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	37,743,290
	④ 連結実質収支	5,832,063
実質公債費比率	⑤ 平成18年度(単年度)実質公債費比率※3	13.5
	⑥ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	13.7
	⑦ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	10.6
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	109,839,762
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	79,675,084
	⑩ 標準財政規模	37,743,290
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	4,321,835

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率

- 一般会計等の実質収支が19億97百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- 一般会計等には、一般会計のほか、宿泊等施設事業特別会計が含まれる。

◆ 連結実質赤字比率

- 老人保健医療事業特別会計では実質収支の赤字が生じているものの、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では58億32百万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。
- 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか競輪事業特別会計、国民健康保険事業特別会計、国民健康保険診療施設事業特別会計、老人保健医療事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、水道事業会計、病院事業会計、小田原城天守閣事業特別会計、下水道事業特別会計、公設地方卸売市場事業特別会計である。

◆ 実質公債費比率

- 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も下回る比率となっている。
- なお、小田原市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。

◆ 将来負担比率

- 地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、退職手当負担見込額、設立法人の負債等に係る一般会計等負担見込額及び債務負担行為に係る支出予定額などの将来負担額に対し、都市計画税や基金などの充当可能財源等が相当程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
水道事業会計	2,717,396	▲ 2,343,483	-	20.0
病院事業会計	8,604,245	▲ 577,484	-	
小田原城天守閣事業特別会計	158,729	▲ 41,846	-	
下水道事業特別会計	4,080,905	▲ 152,951	-	
公設地方卸売市場事業特別会計	102,986	▲ 7,532	-	

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

- 5会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。

■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成20年度比率(暫定値)		-	-	4.6	18.1
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	11.47	16.47	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字比率	① 標準財政規模	39,573,036
	② 一般会計等実質収支	1,949,275
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	39,573,036
	④ 連結実質収支	7,525,860
実質公債費比率	⑤ 平成18年度(単年度)実質公債費比率※3	4.7
	⑥ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	4.7
	⑦ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	4.3
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	90,726,203
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	84,364,469
	⑩ 標準財政規模	39,573,036
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	4,483,735

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率

- 一般会計等の実質収支が19億49百万円の黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- 一般会計等には、一般会計のほか、公共用地先行取得事業特別会計が含まれる。

◆ 連結実質赤字比率

- 実質収支の赤字が生じている会計はなく、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では75億26百万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。
- 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、老人保健医療事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、介護保険事業特別会計、病院事業会計、下水道事業特別会計である。

◆ 実質公債費比率

- 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。
- なお、茅ヶ崎市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。

◆ 将来負担比率

- 地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、退職手当負担見込額及び債務負担行為に係る支出予定額などの将来負担額に対し、都市計画税や基金などの充当可能財源等が相当程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
病院事業会計	8,057,603	▲ 4,682,140	-	20.0
下水道事業特別会計	4,032,875	▲ 250,673	-	

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

- 2会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。

■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③×2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3×1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成20年度比率(暫定値)		-	-	4.4	84.8
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	13.12	18.12	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字比率	① 標準財政規模	11,504,945
	② 一般会計等実質収支	614,004
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	11,504,945
	④ 連結実質収支	1,151,075
実質公債費比率	⑤ 平成18年度(単年度)実質公債費比率※3	4.7
	⑥ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	3.8
	⑦ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	4.8
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	28,141,366
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	19,445,617
	⑩ 標準財政規模	11,504,945
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	1,251,758

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> 一般会計等の実質収支が6億14百万円の黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。 一般会計等は、一般会計のみである。
◆ 連結実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> 各会計とも赤字または資金不足額が生じていない。一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では11億51百万円と黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、老人保健医療事業特別会計、下水道事業特別会計である。
◆ 実質公債費比率	<ul style="list-style-type: none"> 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。 なお、逗子市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充充分)も公債費充当特定財源として算入している。
◆ 将来負担比率	<ul style="list-style-type: none"> 地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、退職手当負担見込額及び債務負担行為に係る支出予定額などの将来負担額に対し、都市計画税や基金などの充当可能財源等が相当程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
下水道事業特別会計	1,177,788	▲ 30,045	-	20.0

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

◆ 下水道事業特別会計には、資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。
--

相模原市

神奈川県市町村別個票

■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分	実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)	
平成20年度比率(暫定値)	-	-	5.0	41.8	
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	11.25	16.25	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分	金 額	
実質赤字比率	① 標準財政規模	128,976,473
	② 一般会計等実質収支	5,053,969
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	128,976,473
	④ 連結実質収支	7,293,711
実質公債費比率	⑤ 平成18年度(単年度)実質公債費比率※3	5.5
	⑥ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	5.2
	⑦ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	4.4
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	310,425,470
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	261,290,617
	⑩ 標準財政規模	128,976,473
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	11,600,433

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率

- 一般会計等の実質収支が50億54百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- 一般会計等には、一般会計のほか、母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計が含まれる。

◆ 連結実質赤字比率

- 各会計とも赤字または資金不足額が生じていない。一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では72億94百万円と黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。
- 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計(事業勘定及び直営診療勘定)、老人保健医療事業特別会計、自動車駐車場事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、下水道事業特別会計、簡易水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計である。

◆ 実質公債費比率

- 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。
- なお、相模原市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。

◆ 将来負担比率

- 地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、退職手当負担見込額及び債務負担行為に係る支出予定額などの将来負担額に対し、都市計画税や基金などの充当可能財源等が相当程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
下水道事業特別会計	10,267,232	▲ 460,916	-	20.0
簡易水道事業特別会計	16,411	▲ 19,944	-	
農業集落排水事業特別会計	3,292	▲ 7,679	-	

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

- 3会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。

健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/③※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成20年度比率(暫定値)		-	-	8.3	163.7
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	13.40	18.40	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字比率	① 標準財政規模	9,613,818
	② 一般会計等実質収支	153,869
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	9,613,818
	④ 連結実質収支	559,764
実質公債費比率	⑤ 平成18年度(単年度)実質公債費比率※3	8.7
	⑥ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	8.0
	⑦ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	8.3
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	36,662,549
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	22,839,255
	⑩ 標準財政規模	9,613,818
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	1,170,774

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> 一般会計等の実質収支が1億54百万円の黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。 一般会計等は、一般会計のみである。
◆ 連結実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> 病院事業会計では資金不足が生じているものの、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では5億600百万円と黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、老人保健医療事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、介護保険事業特別会計、病院事業会計、水道事業会計、市場事業特別会計、公共下水道事業特別会計である。
◆ 実質公債費比率	<ul style="list-style-type: none"> 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。 なお、三浦市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。
◆ 将来負担比率	<ul style="list-style-type: none"> 地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、設立法人の負債等に係る一般会計等負担見込額及び退職手当負担見込額などの将来負担額に対し、都市計画税や基金などの充当可能財源等が一定程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
病院事業会計	1,941,284	231,688	11.9	20.0
水道事業会計	1,304,020	▲ 578,461	-	
市場事業特別会計	362,539	0	-	
公共下水道事業特別会計	230,862	0	-	

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

◆ 病院事業会計は、流動資産等に対し流動負債が超過しているため資金不足額が2億32百万円生じている。その結果、資金不足比率が11.9%となった。
◆ 水道事業会計、市場事業特別会計及び公共下水道事業特別会計の3会計については、いずれも資金不足は生じていないため、資金不足比率は計上されない。

■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③×2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3×1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成20年度比率(暫定値)		-	-	7.2	77.5
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	11.88	16.88	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字比率	① 標準財政規模	28,478,888
	② 一般会計等実質収支	1,304,830
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	28,478,888
	④ 連結実質収支	3,058,220
実質公債費比率	⑤ 平成18年度(単年度)実質公債費比率※3	8.2
	⑥ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	7.3
	⑦ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	6.3
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	78,556,425
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	59,095,839
	⑩ 標準財政規模	28,478,888
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	3,396,491

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

- ◆ 実質赤字比率
 - ・ 一般会計等の実質収支が13億5百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
 - ・ 一般会計等は、一般会計のみである。
- ◆ 連結実質赤字比率
 - ・ 各会計とも赤字または資金不足額が生じていない。一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では30億58百万円と黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。
 - ・ 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、老人医療特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、水道事業会計、下水道事業特別会計である。
- ◆ 実質公債費比率
 - ・ 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。
 - ・ なお、秦野市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充充分)も公債費充当特定財源として算入している。
- ◆ 将来負担比率
 - ・ 地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、退職手当負担見込額、債務負担行為に係る支出予定額及び設立法人の負債等に係る一般会計等負担見込額などの将来負担額に対し、都市計画税などの充当可能財源等が相当程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
水道事業会計	2,011,354	▲ 1,690,211	-	20.0
下水道事業特別会計	2,041,102	▲ 989	-	

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

- ◆ 2会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。

■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成20年度比率(暫定値)		-	-	5.7	55.8
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	11.25	16.25	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	-

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字比率	① 標準財政規模	51,216,868
	② 一般会計等実質収支	2,127,886
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	51,216,868
	④ 連結実質収支	4,398,344
実質公債費比率	⑤ 平成18年度(単年度)実質公債費比率※3	5.8
	⑥ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	5.6
	⑦ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	5.9
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	91,136,094
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	65,226,746
	⑩ 標準財政規模	51,216,868
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	4,787,244

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率

- 一般会計等の実質収支が21億28百万円の黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- 一般会計等には、一般会計のほか、公共用地取得事業特別会計が含まれる。

◆ 連結実質赤字比率

- 各会計とも赤字または資金不足額が生じていない。一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では43億98百万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。
- 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、老人保健医療特別会計、自動車駐車場事業特別会計、交通災害共済事業特別会計、病院事業会計、公共下水道事業特別会計である。

◆ 実質公債費比率

- 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。
- なお、厚木市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。

◆ 将来負担比率

- 地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額及び退職手当負担見込額などの将来負担額に対し、基金や都市計画税などの充当可能財源等が相当程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
病院事業会計	5,272,095	▲ 1,666,413	-	20.0
公共下水道事業特別会計	3,728,897	▲ 227,313	-	

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

- 2会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。

■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成20年度比率(暫定値)		-	-	8.7	58.3
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	11.46	16.46	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	-

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字比率	① 標準財政規模	39,965,419
	② 一般会計等実質収支	2,139,396
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	39,965,419
	④ 連結実質収支	3,830,258
実質公債費比率	⑤ 平成18年度(単年度)実質公債費比率※3	10.7
	⑥ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	8.6
	⑦ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	6.9
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	93,361,268
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	72,806,289
	⑩ 標準財政規模	39,965,419
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	4,755,412

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> 一般会計等の実質収支が21億39百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。 一般会計等には、一般会計のほか、渋谷土地区画整理事業特別会計が含まれる。
◆ 連結実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> 老人保健医療事業特別会計では実質収支の赤字が生じているものの、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では38億30百万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、老人保健医療事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、病院事業会計、下水道事業特別会計である。
◆ 実質公債費比率	<ul style="list-style-type: none"> 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。 なお、大和市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。
◆ 将来負担比率	<ul style="list-style-type: none"> 地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、退職手当負担見込額及び債務負担行為に係る支出予定額などの将来負担額に対し、都市計画税や基金などの充当可能財源等が一定程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
病院事業会計	7,363,585	▲ 1,428,947	-	20.0
下水道事業特別会計	3,207,752	▲ 122,258	-	

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

◆ 2会計には、資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。

■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成20年度比率(暫定値)		-	-	6.1	94.7
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	12.54	17.54	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字比率	① 標準財政規模	19,035,180
	② 一般会計等実質収支	693,103
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	19,035,180
	④ 連結実質収支	1,328,581
実質公債費比率	⑤ 平成18年度(単年度)実質公債費比率※3	6.2
	⑥ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	6.4
	⑦ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	5.6
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	49,560,666
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	33,230,821
	⑩ 標準財政規模	19,035,180
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	1,800,006

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> 一般会計等の実質収支が6億93百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。 一般会計等は、一般会計のみである。
◆ 連結実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> 実質収支の赤字が生じている会計はなく、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では13億29百万円と黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、老人保健医療事業特別会計、駐車場事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、下水道事業特別会計である。
◆ 実質公債費比率	<ul style="list-style-type: none"> 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。 なお、伊勢原市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。
◆ 将来負担比率	<ul style="list-style-type: none"> 地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、債務負担行為に係る支出予定額及び退職手当負担見込額などの将来負担額に対し、都市計画税や基金などの充当可能財源等が相当程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
下水道事業特別会計	1,374,390	▲ 87,845	-	20.0

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

◆ 下水道事業特別会計には、資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。
--

■ 健全化判断比率

(単位：％)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成20年度比率(暫定値)		-	-	2.7	-
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	12.07	17.07	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・％)

区 分		金 額
実質赤字比率	① 標準財政規模	25,176,497
	② 一般会計等実質収支	826,037
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	25,176,497
	④ 連結実質収支	1,750,672
実質公債費比率	⑤ 平成18年度(単年度)実質公債費比率※3	3.0
	⑥ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	2.8
	⑦ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	2.1
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	31,798,923
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	37,758,559
	⑩ 標準財政規模	25,176,497
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	2,084,113

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> 一般会計等の実質収支が8億26百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。 一般会計等は、一般会計のみである。
◆ 連結実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> 実質収支の赤字が生じている会計はなく、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では17億51百万円と黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、老人保健医療事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、下水道事業特別会計である。
◆ 実質公債費比率	<ul style="list-style-type: none"> 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。 なお、海老名市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。
◆ 将来負担比率	<ul style="list-style-type: none"> 地方債現在高のほか、退職手当負担見込額及び公営企業債に係る負担見込額などの将来負担額に対し、基金や都市計画税などの充当可能財源等が上回った(上記表中⑧<⑨)ため、将来負担比率が計上されない。

■ 資金不足比率

(単位：千円・％)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比率 ②/①	参 考 経営健全化基準
下水道事業特別会計	1,874,788	▲ 171,224	-	20.0

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

◆ 下水道事業特別会計には、資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。
--

■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分	実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③×2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3×1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成20年度比率(暫定値)	-	-	9.3	70.2
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	12.40	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分	金 額	
実質赤字比率	① 標準財政規模	21,041,852
	② 一般会計等実質収支	714,408
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	21,041,852
	④ 連結実質収支	3,014,984
実質公債費比率	⑤ 平成18年度(単年度)実質公債費比率※3	9.6
	⑥ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	9.3
	⑦ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	9.1
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	51,136,704
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	38,041,360
	⑩ 標準財政規模	21,041,852
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	2,401,561

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> 一般会計等の実質収支が7億14百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。 一般会計等は、一般会計のみである。
◆ 連結実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> 実質収支の赤字が生じている会計はなく、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では30億15百万円と黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療保険事業特別会計、老人保健特別会計、水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計である。
◆ 実質公債費比率	<ul style="list-style-type: none"> 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。 なお、座間市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。
◆ 将来負担比率	<ul style="list-style-type: none"> 地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額及び退職手当負担見込額などの将来負担額に対し、都市計画税などの充当可能財源等が相当程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※5 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
水道事業特別会計	1,578,779	▲ 1,981,872	-	20.0
公共下水道事業特別会計	1,501,315	▲ 128,493	-	

※5 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

◆ 2会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。

健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成20年度比率(暫定値)		-	-	5.7	118.5
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	13.51	18.51	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字比率	① 標準財政規模	9,064,007
	② 一般会計等実質収支	551,600
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	9,064,007
	④ 連結実質収支	2,191,275
実質公債費比率	⑤ 平成18年度(単年度)実質公債費比率※3	6.0
	⑥ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	3.8
	⑦ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	7.3
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	28,462,699
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	18,762,773
	⑩ 標準財政規模	9,064,007
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	881,111

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率

- 一般会計等の実質収支が5億52百万円の黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- 一般会計等には、一般会計のほか、教育基金事業特別会計が含まれる。

◆ 連結実質赤字比率

- 実質収支の赤字が生じている会計はなく、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では21億91百万円と黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。
- 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、老人保健医療特別会計、訪問看護ステーション事業特別会計、介護保険事業特別会計、通所介護事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、水道事業会計、下水道事業特別会計である。

◆ 実質公債費比率

- 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。
- なお、南足柄市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。

◆ 将来負担比率

- 地方債現在高のほか、設立法人の負債等に係る一般会計等負担見込額、公営企業債に係る負担見込額及び退職手当負担見込額などの将来負担額に対し、都市計画税や基金などの充当可能財源等が一定程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
水道事業会計	675,912	▲ 1,400,169	-	20.0
下水道事業特別会計	667,836	▲ 94,032	-	

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

- 2会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。

■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成20年度比率(暫定値)		-	-	10.5	112.3
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	12.69	17.69	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字比率	① 標準財政規模	16,216,975
	② 一般会計等実質収支	718,951
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	16,216,975
	④ 連結実質収支	864,003
実質公債費比率	⑤ 平成18年度(単年度)実質公債費比率※3	9.8
	⑥ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	9.9
	⑦ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	11.8
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	47,110,472
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	31,156,618
	⑩ 標準財政規模	16,216,975
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	2,017,369

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> 一般会計等の実質収支が7億19百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。 一般会計等には、一般会計のほか、深谷中央特定土地区画整理事業特別会計が含まれる。
◆ 連結実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> 実質収支が赤字または資金不足額が生じている会計はなく、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では8億64百万円と黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、老人保健医療事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、下水道事業特別会計である。
◆ 実質公債費比率	<ul style="list-style-type: none"> 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」を下回る比率となっている。 なお、綾瀬市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。
◆ 将来負担比率	<ul style="list-style-type: none"> 地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、退職手当負担見込額、債務負担行為に係る支出予定額及び設立法人等の負債に係る一般会計等負担見込額などの将来負担額に対し、都市計画税や基金などの充当可能財源等が一定程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を下回っている。

■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
下水道事業特別会計	1,248,508	▲ 10,000	-	20.0

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

◆ 下水道事業特別会計には、資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。
--

■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成20年度比率(暫定値)		-	-	2.1	4.7
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	14.21	19.21	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字比率	① 標準財政規模	6,550,222
	② 一般会計等実質収支	575,526
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	6,550,222
	④ 連結実質収支	926,270
実質公債費比率	⑤ 平成18年度(単年度)実質公債費比率※3	2.7
	⑥ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	1.4
	⑦ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	2.0
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	17,619,384
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	17,336,772
	⑩ 標準財政規模	6,550,222
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	660,290

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> 一般会計等の実質収支が5億76百万円の黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。 一般会計等は、一般会計のみである。
◆ 連結実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> 実質収支が赤字または資金不足額が生じている会計はなく、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では9億26百万円と黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、老人保健医療特別会計、下水道事業特別会計である。
◆ 実質公債費比率	<ul style="list-style-type: none"> 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。 なお、葉山町の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。
◆ 将来負担比率	<ul style="list-style-type: none"> 公営企業債に係る負担見込額のほか、地方債現在高及び退職手当負担見込額などの将来負担額に対し、都市計画税や基金などの充当可能財源等が相当程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
下水道事業特別会計	195,841	▲ 59,848	-	20.0

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

◆ 下水道事業特別会計には、資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。
--

■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③×2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3×1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成20年度比率(暫定値)		-	-	5.4	74.4
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	13.28	18.28	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字比率	① 標準財政規模	10,311,587
	② 一般会計等実質収支	603,595
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	10,311,587
	④ 連結実質収支	1,010,239
実質公債費比率	⑤ 平成18年度(単年度)実質公債費比率※3	5.7
	⑥ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	5.2
	⑦ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	5.2
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	24,315,636
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	17,483,571
	⑩ 標準財政規模	10,311,587
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	1,138,300

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> 一般会計等の実質収支が6億4百万円の黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。 一般会計等には、一般会計のほか、用地取得事業特別会計が含まれる。
◆ 連結実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> 実質収支が赤字または資金不足額が生じている会計はなく、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では10億1千万円と黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、老人保健事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、下水道事業特別会計である。
◆ 実質公債費比率	<ul style="list-style-type: none"> 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。 なお、寒川町の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。
◆ 将来負担比率	<ul style="list-style-type: none"> 地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、退職手当負担見込額及び債務負担行為に係る支出予定額などの将来負担額に対し、都市計画税や基金などの充当可能財源等が相当程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
下水道事業特別会計	620,993	▲ 28,030	-	20.0

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

◆ 下水道事業特別会計には、資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。

■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成20年度比率(暫定値)		-	-	11.4	126.5
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	14.26	19.26	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	-

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字比率	① 標準財政規模	6,428,954
	② 一般会計等実質収支	224,116
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	6,428,954
	④ 連結実質収支	484,351
実質公債費比率	⑤ 平成18年度(単年度)実質公債費比率※3	11.3
	⑥ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	12.0
	⑦ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	10.9
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	17,887,621
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	10,641,014
	⑩ 標準財政規模	6,428,954
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	702,719

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> 一般会計等の実質収支が2億24百万円の黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。 一般会計等は、一般会計のみである。
◆ 連結実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> 実質収支が赤字または資金不足額が生じている会計はなく、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では4億84百万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、老人保健特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険事業特別会計、下水道事業特別会計である。
◆ 実質公債費比率	<ul style="list-style-type: none"> 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も下回る比率となっている。
◆ 将来負担比率	<ul style="list-style-type: none"> 地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、退職手当負担見込額及び債務負担行為に係る支出予定額などの将来負担額に対し、基金などの充当可能財源等が一定程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
下水道事業特別会計	130,359	▲ 21,530	-	20.0

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

◆ 下水道事業特別会計には、資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。
--

■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成20年度比率(暫定値)		-	-	5.8	123.4
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	14.74	19.74	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字比率	① 標準財政規模	5,422,818
	② 一般会計等実質収支	325,150
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	5,422,818
	④ 連結実質収支	492,288
実質公債費比率	⑤ 平成18年度(単年度)実質公債費比率※3	6.1
	⑥ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	5.5
	⑦ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	5.7
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	15,014,719
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	9,104,903
	⑩ 標準財政規模	5,422,818
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	633,741

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> 一般会計等の実質収支が3億25百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。 一般会計等は、一般会計のみである。
◆ 連結実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> 実質収支が赤字または資金不足額が生じている会計はなく、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では4億92百万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険特別会計、老人保健医療特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、下水道事業特別会計である。
◆ 実質公債費比率	<ul style="list-style-type: none"> 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。
◆ 将来負担比率	<ul style="list-style-type: none"> 地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、債務負担行為に係る支出予定額及び退職手当負担見込額などの将来負担額に対し、基金などの充当可能財源等が一定程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
下水道事業特別会計	152,873	▲ 11,796	-	20.0

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

◆ 下水道事業特別会計には、資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。
--

■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成20年度比率(暫定値)		-	-	13.1	43.0
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	15.00	20.00	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字比率	① 標準財政規模	3,465,173
	② 一般会計等実質収支	311,142
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	3,465,173
	④ 連結実質収支	602,627
実質公債費比率	⑤ 平成18年度(単年度)実質公債費比率※3	15.1
	⑥ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	12.3
	⑦ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	11.8
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	8,152,618
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	6,835,264
	⑩ 標準財政規模	3,465,173
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	404,762

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> 一般会計等の実質収支が3億11百万円の黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。 一般会計等は、一般会計のみである。
◆ 連結実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> 実質収支が赤字または資金不足額が生じている会計はなく、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では6億3百万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、老人保健事業特別会計、介護保険事業特別会計、水道事業会計、下水道事業特別会計である
◆ 実質公債費比率	<ul style="list-style-type: none"> 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も下回る比率となっている。
◆ 将来負担比率	<ul style="list-style-type: none"> 公営企業債に係る負担見込額のほか、地方債現在高及び退職手当負担見込額などの将来負担額に対し、基金などの充当可能財源等が相当程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
水道事業会計	275,854	▲ 195,788	-	20.0
下水道事業特別会計	72,534	▲ 58,003	-	

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

◆	2会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。
---	-------------------------------------

■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成20年度比率(暫定値)		-	-	6.9	19.1
参考 ※2	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	15.00	20.00	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字 比 率	① 標準財政規模	4,355,622
	② 一般会計等実質収支	322,304
連結実質 赤字比率	③ 標準財政規模	4,355,622
	④ 連結実質収支	583,472
実 質 公 債 費 比 率	⑤ 平成18年度(単年度)実質公債費比率※3	7.0
	⑥ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	7.3
	⑦ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	6.4
将来負担 比 率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	7,014,615
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	6,259,392
	⑩ 標準財政規模	4,355,622
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	404,478

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> 一般会計等の実質収支が3億22百万円の黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。 一般会計等は、一般会計のみである。
◆ 連結実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> 実質収支が赤字または資金不足額が生じている会計はなく、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では5億84百万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、水道事業会計、下水道事業特別会計である。
◆ 実質公債費比率	<ul style="list-style-type: none"> 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。
◆ 将来負担比率	<ul style="list-style-type: none"> 公営企業債に係る負担見込額のほか、地方債現在高及び退職手当負担見込額などの将来負担額に対し、基金などの充当可能財源等が相当程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
水道事業会計	232,285	▲ 113,075	-	20.0
下水道事業特別会計	227,825	▲ 35,797	-	

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

◆ 2会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。

■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成20年度比率(暫定値)		-	-	9.0	105.0
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	15.00	20.00	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字比率	① 標準財政規模	2,749,903
	② 一般会計等実質収支	144,914
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	2,749,903
	④ 連結実質収支	488,020
実質公債費比率	⑤ 平成18年度(単年度)実質公債費比率※3	8.1
	⑥ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	9.2
	⑦ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	9.6
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	6,889,321
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	4,314,751
	⑩ 標準財政規模	2,749,903
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	298,615

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> 一般会計等の実質収支が1億45百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。 一般会計等には、一般会計のほか、用地取得特別会計が含まれる。
◆ 連結実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> 実質収支が赤字または資金不足額が生じている会計はなく、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では4億88百万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、国民健康保険診療所事業特別会計、老人保健特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、上水道事業会計、寄簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計である。
◆ 実質公債費比率	<ul style="list-style-type: none"> 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。
◆ 将来負担比率	<ul style="list-style-type: none"> 地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額及び退職手当負担見込額などの将来負担額に対し、基金などの充当可能財源等が一定程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
上水道事業会計	130,405	▲ 267,106	-	20.0
寄簡易水道事業特別会計	21,479	▲ 4,061	-	
下水道事業特別会計	90,129	▲ 17,395	-	

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

◆ 3会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。

■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成20年度比率(暫定値)		-	-	11.8	98.3
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	15.00	20.00	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字比率	① 標準財政規模	3,374,866
	② 一般会計等実質収支	190,366
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	3,374,866
	④ 連結実質収支	660,730
実質公債費比率	⑤ 平成18年度(単年度)実質公債費比率※3	11.3
	⑥ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	11.8
	⑦ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	12.3
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	9,540,878
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	6,665,131
	⑩ 標準財政規模	3,374,866
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	450,801

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> 一般会計等の実質収支が1億90百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。 一般会計等には、一般会計のほか、災害給付見舞事業特別会計、商品券特別会計が含まれる。
◆ 連結実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> 老人保健医療特別会計では実質収支の赤字が生じているものの、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では6億61百万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、老人保健医療特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険事業特別会計、水道事業会計、下水道事業特別会計である。
◆ 実質公債費比率	<ul style="list-style-type: none"> 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も下回る比率となっている。
◆ 将来負担比率	<ul style="list-style-type: none"> 地方債現在高のほか、退職手当負担見込額、公営企業債に係る負担見込額及び債務負担行為に係る支出予定額などの将来負担額に対し、基金などの充当可能財源等が相当程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
水道事業会計	166,638	▲ 402,601	-	20.0
下水道事業特別会計	227,558	▲ 26,429	-	

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

◆ 2会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。

■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成20年度比率(暫定値)		-	-	14.1	65.1
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	15.00	20.00	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字比率	① 標準財政規模	3,831,593
	② 一般会計等実質収支	226,114
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	3,831,593
	④ 連結実質収支	851,209
実質公債費比率	⑤ 平成18年度(単年度)実質公債費比率※3	15.3
	⑥ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	15.4
	⑦ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	11.4
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	7,442,484
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	5,189,546
	⑩ 標準財政規模	3,831,593
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	375,420

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> 一般会計等の実質収支が2億26百万円の黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。 一般会計等には、一般会計のほか、給食事業特別会計が含まれる。
◆ 連結実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> 各会計とも赤字または資金不足額が生じていない。一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では8億51百万円の黒字となっており、連結実質赤字比率は計上されなかった。 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険特別会計、老人保健医療事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、介護予防サービス事業特別会計、足柄上郡介護認定審査会特別会計、水道事業会計、下水道事業会計である。
◆ 実質公債費比率	<ul style="list-style-type: none"> 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も下回る比率となっている。
◆ 将来負担比率	<ul style="list-style-type: none"> 地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、退職手当負担見込額及び債務負担行為に係る支出予定額などの将来負担額に対し、基金などの充当可能財源等が相当程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
水道事業会計	174,057	▲ 492,064	-	20.0
下水道事業特別会計	156,158	▲ 33,895	-	

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

◆	2会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。
---	-------------------------------------

■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成20年度比率(暫定値)		-	-	10.4	146.2
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	14.21	19.21	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字比率	① 標準財政規模	6,553,801
	② 一般会計等実質収支	139,917
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	6,553,801
	④ 連結実質収支	392,440
実質公債費比率	⑤ 平成18年度(単年度)実質公債費比率※3	11.7
	⑥ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	10.6
	⑦ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	8.8
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	17,469,615
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	8,923,730
	⑩ 標準財政規模	6,553,801
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	709,972

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> 一般会計等の実質収支が1億40百万円の黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。 一般会計等には、一般会計のほか、育英奨学金特別会計が含まれる。
◆ 連結実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> 老人保健特別会計では実質収支の赤字が生じているものの、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では3億92百万円と黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、水道事業会計、下水道事業特別会計、温泉特別会計である。
◆ 実質公債費比率	<ul style="list-style-type: none"> 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も下回る比率となっている。
◆ 将来負担比率	<ul style="list-style-type: none"> 地方債現在高のほか、退職手当負担見込額、公営企業債に係る負担見込額及び債務負担行為に係る支出予定額などの将来負担額に対し、基金などの充当可能財源等が一定程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を下回っている。

■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
水道事業会計	406,357	▲ 112,354	-	20.0
下水道事業特別会計	806,139	▲ 49,902	-	
温泉特別会計	128,384	▲ 16,797	-	

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

◆ 3会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。

■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成20年度比率(暫定値)		-	-	12.3	179.7
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	15.00	20.00	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字比率	① 標準財政規模	1,978,607
	② 一般会計等実質収支	42,633
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	1,978,607
	④ 連結実質収支	175,439
実質公債費比率	⑤ 平成18年度(単年度)実質公債費比率※3	11.7
	⑥ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	11.3
	⑦ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	13.8
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	5,874,512
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	2,587,473
	⑩ 標準財政規模	1,978,607
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	149,654

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> 一般会計等の実質収支が43百万円の黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。 一般会計等には、一般会計のほか、真鶴魚座・ケープ真鶴特別会計、土地取得特別会計が含まれる。
◆ 連結実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> 各会計とも赤字または資金不足額が生じていない。一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では1億75百万円の黒字となっており、連結実質赤字比率は計上されなかった。 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計(事業勘定及び施設勘定)、介護保険事業特別会計、老人保健医療特別会計、後期高齢者医療特別会計、水道事業会計、下水道事業特別会計である。
◆ 実質公債費比率	<ul style="list-style-type: none"> 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も下回る比率となっている。
◆ 将来負担比率	<ul style="list-style-type: none"> 地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、退職手当負担見込額及び一部事務組合に係る一般会計等負担見込額などの将来負担額に対し、基金などの充当可能財源等が一定程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
水道事業会計	237,153	▲ 5,986	-	20.0
下水道事業特別会計	9,297	▲ 4,065	-	

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

◆ 2会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。

■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成20年度比率(暫定値)		-	-	10.2	113.1
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	14.71	19.71	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字比率	① 標準財政規模	5,469,553
	② 一般会計等実質収支	132,922
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	5,469,553
	④ 連結実質収支	894,725
実質公債費比率	⑤ 平成18年度(単年度)実質公債費比率※3	11.6
	⑥ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	9.8
	⑦ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	9.1
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	14,880,664
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	9,549,854
	⑩ 標準財政規模	5,469,553
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	758,257

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率

- 一般会計等の実質収支が1億33百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- 一般会計等には、一般会計のほか、公共用地先行取得事業特別会計が含まれる。

◆ 連結実質赤字比率

- 老人保健医療特別会計、後期高齢者医療特別会計では実質収支の赤字が生じているものの、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では8億95百万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。
- 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計(保険事業勘定及び介護サービス事業勘定)、後期高齢者医療特別会計、老人保健医療特別会計、水道事業会計、温泉事業会計、下水道事業特別会計である。

◆ 実質公債費比率

- 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も下回る比率となっている。
- なお、湯河原町の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。

◆ 将来負担比率

- 地方債現在高のほか、退職手当負担見込額、公営企業債に係る負担見込額及び設立法人の負債等に係る一般会計等負担及び一部事務組合に係る一般会計等負担見込額などの将来負担額に対し、都市計画税及び基金などの充当可能財源等が一定程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
水道事業会計	409,222	▲ 215,029	-	20.0
温泉事業会計	203,081	▲ 240,930	-	
下水道事業特別会計	479,440	▲ 11,477	-	

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

- 3会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。

■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③×2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3×1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成20年度比率(暫定値)		-	-	2.1	-
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	13.43	18.43	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字比率	① 標準財政規模	9,477,804
	② 一般会計等実質収支	622,531
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	9,477,804
	④ 連結実質収支	1,157,336
実質公債費比率	⑤ 平成18年度(単年度)実質公債費比率※3	4.9
	⑥ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	1.9
	⑦ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	▲ 0.3
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	14,546,253
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	15,922,919
	⑩ 標準財政規模	9,477,804
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	951,734

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> 一般会計等の実質収支が6億23百万円の黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。 一般会計等は、一般会計のみである。
◆ 連結実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> 各会計とも赤字または資金不足額が生じていない。一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では11億57百万円の黒字となっており、連結実質赤字比率は計上されなかった。 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、老人保健特別会計、水道事業会計、下水道事業特別会計である。
◆ 実質公債費比率	<ul style="list-style-type: none"> 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。 なお、愛川町の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。
◆ 将来負担比率	<ul style="list-style-type: none"> 地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額及び退職手当負担見込額などの将来負担額に対し、都市計画税及び基金などの充当可能財源等が上回った(上記表中⑧<⑨)ため、将来負担比率が計上されない。

■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
水道事業会計	611,297	▲ 427,767	-	20.0
下水道事業特別会計	628,251	▲ 12,008	-	

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

◆ 2会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。

■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③×2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3×1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成20年度比率(暫定値)		-	-	0.0	-
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	15.00	20.00	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成20年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字比率	① 標準財政規模	1,655,805
	② 一般会計等実質収支	83,205
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	1,655,805
	④ 連結実質収支	131,493
実質公債費比率	⑤ 平成18年度(単年度)実質公債費比率※3	1.4
	⑥ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	▲ 0.5
	⑦ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	▲ 1.0
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	2,254,846
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	4,725,563
	⑩ 標準財政規模	1,655,805
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	116,724

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率

- 一般会計等の実質収支が83百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- 一般会計等には、一般会計のほか、ふれあいセンター事業特別会計が含まれる。

◆ 連結実質赤字比率

- 各会計とも赤字または資金不足額が生じておらず、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では1億3100万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されなかった。
- 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、老人保険事業特別会計、簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計である。

◆ 実質公債費比率

- 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。
- なお、比率の算定ルール上、臨時財政対策債や減税補てん債に係る元利償還金は、発行の有無にかかわらず発行可能額、起債上限額に基づく理論値で算入されるため、地方債の発行額が少なく公債費の決算額が少額である場合には、比率に負数が生じることがある。清川村は平成15年度以降地方債を発行していない。

◆ 将来負担比率

- 公営企業債に係る負担見込額のほか、債務負担行為に係る支出予定額及び退職手当負担見込額や地方債現在高などの将来負担額に対し、基金による充当可能財源等が上回った(上記表中⑧<⑨)ため、将来負担比率が計上されない。

■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
簡易水道事業特別会計	62,668	▲ 7,701	-	20.0
下水道事業特別会計	36,766	▲ 7,295	-	

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

- 2会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。

◎「平成20年度 市町村普通会計決算（見込）及び公営企業決算（見込）の概要」のうち「公営企業決算（見込）の概要」について

「公営企業決算（見込）の概要」については、ホームページ公表後、数値の確定作業に伴い、一部数値の変動が生じています。

変動後の数値については、「平成21年度市町村公営企業年報（平成20年度公営企業決算概要）」に掲載されています。

「平成21年度市町村公営企業年報（平成20年度公営企業決算概要）」は[こちら](#)